

○厚生労働省令第二十九号

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和七年法律第三十三号）の一部の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、並びに関係法令を実施するため、労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。

令和八年三月二十三日

厚生労働大臣 上野賢一郎

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令

（家内労働法施行規則の一部改正）

第一条 家内労働法施行規則（昭和四十五年労働省令第二十三号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(規格具備等の確認)</p> <p>第十一条 委託者は、委託に係る業務に関し、次の安全装置、機械又は器具を家内労働者に譲渡し、貸与し、又は提供する場合には、当該安全装置、機械又は器具が労働安全衛生法第四十二条第一項の厚生労働大臣が定める規格を具備していることを確認しなければならぬ。</p> <p>一 四 (略)</p>	<p>(規格具備等の確認)</p> <p>第十一条 委託者は、委託に係る業務に関し、次の安全装置、機械又は器具を家内労働者に譲渡し、貸与し、又は提供する場合には、当該安全装置、機械又は器具が労働安全衛生法第四十二条の厚生労働大臣が定める規格を具備していることを確認しなければならぬ。</p> <p>一 四 (略)</p>

(労働安全衛生規則の一部改正)

第二条 労働安全衛生規則(昭和四十七年労働省令第三十二号)の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第一編 通則</p> <p>第一章 第二章の四 (略)</p> <p>第三章 (略)</p> <p>第一節 機械等に関する規制(第二十四条の十七、第二十九条の四)</p> <p>第二節 (略)</p> <p>第四章 第十章 (略)</p> <p>第二編 安全基準</p> <p>第一章 第一章の三 (略)</p> <p>第二章 (略)</p> <p>第一節 (略)</p> <p>第一款 第一款の二 (略)</p> <p>第二款 車両系建設機械の使用に係る危険の防止(第二百五十四条、第六百六十六条の四)</p> <p>第三款 第五款 (略)</p> <p>第二節 第三節 (略)</p> <p>第三章 第十二章 (略)</p> <p>第三編 第四編 (略)</p> <p>附則</p> <p>(規格又は安全装置の具備に係る事業者の基準)</p> <p>第二十四条の十七 法第四十二条第三項の厚生労働省令で定める数は、労働者災害補償保険法施行規則(昭和三十年労働省令第二十二号)第四十六条の十六において定める数とする。</p>	<p>目次</p> <p>第一編 通則</p> <p>第一章 第二章の四 (略)</p> <p>第三章 (略)</p> <p>第一節 機械等に関する規制(第二十五条、第二十九条の四)</p> <p>第二節 (略)</p> <p>第四章 第十章 (略)</p> <p>第二編 安全基準</p> <p>第一章 第一章の三 (略)</p> <p>第二章 (略)</p> <p>第一節 (略)</p> <p>第一款 第一款の二 (略)</p> <p>第二款 車両系建設機械の使用に係る危険の防止(第二百五十四条、第六百六十六条)</p> <p>第三款 第五款 (略)</p> <p>第二節 第三節 (略)</p> <p>第三章 第十二章 (略)</p> <p>第三編 第四編 (略)</p> <p>附則</p> <p>(新設)</p> <p>(規格に適合した機械等の使用)</p>

(傍線部分は改正部分)

第二十七条 削除

第二十九条 (略)

2 前項の規定は、労働者と同一の場所において仕事の作業を行う法第四十二条第三項の作業従事役員等（以下「作業従事役員等」という。）が他の事業者の機械等を使用する場合について準用する。この場合において、前項第二号及び第四号中「事業者」とあるのは、「安全装置等を設けた事業者」と読み替えるものとする。

3 作業従事役員等は、労働者と同一の場所において、機械等を用いて仕事の作業を行う場合（前項の場合を除く。）においては、当該機械等の安全装置等を取り外し、又はその機能を失わせてはならない。ただし、次の各号のすべてに該当するときは、この限りでない。

一 当該機械等の点検、調整等作業の性質上やむを得ない場合であること。

二 周囲の作業従事者との間に遮蔽物がある又は安全な距離が確保できているなど、当該機械等の点検、調整等の作業により他の作業従事者に危険を及ぼすことがないことが確認できること。

4 作業従事役員等は、前項ただし書の場合において、安全装置等を取り外し、又はその機能を失わせたときは、その必要がなくなつた後、直ちにこれを原状に復しておかなければならない。

5 事業者は、第一項第四号（第二項において準用する場合を含む。）の規定による申出があつたときは、すみやかに、適当な措置を講じなければならない。

6 作業従事役員等は、労働者と同一の場所において、機械等を用いて仕事の作業を行う場合（第二項の場合を除く。）において、

第二十七条 事業者は、法別表第二に掲げる機械等及び令第十三条第三項各号に掲げる機械等については、法第四十二条の厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備したものでなければ、使用してはならない。

第二十九条 (略)  
(新設)

(新設)

(新設)

2 事業者は、労働者から前項第四号の規定による申出があつたときは、すみやかに、適当な措置を講じなければならない。  
(新設)

当該機械等の安全装置等が取り外され、又はその機能を失つたことを発見したときは、すみやかに、適切な措置を講じなければならない。

(自主検査指針の公表)

第二十九条の四 第二十四条の規定は、法第四十五条第五項の規定による自主検査指針の公表について準用する。

(特別教育の科目の省略)

第三十七条 事業者は、法第五十九条第三項の特別の教育（以下「特別教育」という。）の科目の全部又は一部について、特別教育の対象業務に係る免許を受け、又は技能講習を修了している等十分な知識及び技能を有していると認められる労働者については、当該科目についての特別教育を省略することができる。

2 法第五十九条第四項の規定にかかわらず、作業従事役員等は、特別教育の対象業務に係る免許を受け、又は技能講習を修了している等十分な知識及び技能を有していると認められる場合には、当該特別教育の科目の全部又は一部を受けることを要しない。

(指針の公表)

第四十条の二 第二十四条の規定は、法第六十条の二第三項の規定による指針の公表について準用する。

(指定事業場等における安全衛生教育の計画及び実施結果報告)  
第四十条の三 事業者は、指定事業場又は所轄都道府県労働局長が労働災害の発生率等を考慮して指定する事業場について、法第五十九条第一項から第三項まで又は第六十条の規定に基づく安全又は衛生のための教育に関する具体的な計画を作成しなければならない。

2 前項の事業者は、四月一日から翌年三月三十一日までに行つた法第五十九条第一項から第三項まで又は第六十条の規定に基づく

(自主検査指針の公表)

第二十九条の四 第二十四条の規定は、法第四十五条第四項の規定による自主検査指針の公表について準用する。

(特別教育の科目の省略)

第三十七条 事業者は、法第五十九条第三項の特別の教育（以下「特別教育」という。）の科目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有していると認められる労働者については、当該科目についての特別教育を省略することができる。

(新設)

(指針の公表)

第四十条の二 第二十四条の規定は、法第六十条の二第二項の規定による指針の公表について準用する。

(指定事業場等における安全衛生教育の計画及び実施結果報告)  
第四十条の三 事業者は、指定事業場又は所轄都道府県労働局長が労働災害の発生率等を考慮して指定する事業場について、法第五十九条又は第六十条の規定に基づく安全又は衛生のための教育に関する具体的な計画を作成しなければならない。

2 前項の事業者は、四月一日から翌年三月三十一日までに行つた法第五十九条又は第六十条の規定に基づく安全又は衛生のための

安全又は衛生のための教育の実施結果を、毎年四月三十日まで、様式第四号の五により、所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。

(特別安全衛生改善計画の作成の指示等)

第八十四条 法第七十八条第一項の厚生労働省令で定める重大な労働災害は、労働災害のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 (略)
- 二 労働者が負傷し、又は疾病にかかったことにより、労働者災害補償保険法施行規則別表第一第一級の項から第七級の項までの身体障害欄に掲げる障害のいずれかに該当する障害が生じたもの又は生じるおそれのあるもの

2 (略)

第九十八条の六 事業者(第二十四条の十七に規定する数以下の労働者を使用する事業者に限る。次項において同じ。)は、当該事業者(法人である場合には、その代表者又は役員)である作業従事者(以下この項及び次項において「作業従事者」という。)

が、労働者(当該事業者の労働者のほか、他の事業者の労働者がある場合は当該他の事業者の労働者を含む。)と同一の場所において仕事の作業を行う場合において、業務に起因する負傷又は疾病により死亡し、又は休業したときは、遅滞なく、電子情報処理組織を使用して、次に掲げる事項を、所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。

2 (略)

(定期自主検査)

第三百三十四条の三 (略)

教育の実施結果を、毎年四月三十日まで、様式第四号の五により、所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。

(特別安全衛生改善計画の作成の指示等)

第八十四条 法第七十八条第一項の厚生労働省令で定める重大な労働災害は、労働災害のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 (略)
- 二 労働者が負傷し、又は疾病にかかったことにより、労働者災害補償保険法施行規則(昭和三十年労働省令第二十二号)別表第一第一級の項から第七級の項までの身体障害欄に掲げる障害のいずれかに該当する障害が生じたもの又は生じるおそれのあるもの

2 (略)

第九十八条の六 事業者(労働者災害補償保険法施行規則第四十六条の十六において定める数以下の労働者を使用するものに限る。次項において同じ。)は、当該事業者(法人である場合には、その代表者又は役員)である作業従事者(以下この項及び次項において「作業従事者」という。)

が、労働者(当該事業者の労働者のほか、他の事業者の労働者がある場合は当該他の事業者の労働者を含む。)と同一の場所において仕事の作業を行う場合において、業務に起因する負傷又は疾病により死亡し、又は休業したときは、遅滞なく、電子情報処理組織を使用して、次に掲げる事項を、所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。

2 (略)

(定期自主検査)

第三百三十四条の三 (略)

2 (略)

3 前二項の規定は、法第四十五条第二項の規定による自主検査について準用する。この場合において、これらの規定中「事業者」とあるのは「個人事業者」と読み替えるものとする。

第三百三十五条 (略)

2 (略)

3 前二項の規定は、法第四十五条第二項の規定による自主検査について準用する。この場合において、これらの規定中「事業者」とあるのは「個人事業者」と読み替えるものとする。

(定期自主検査の記録)

第三百三十五条の二 事業者は、第三百三十四条の三第一項若しくは第二項又は前条第一項若しくは第二項の自主検査を行ったときは、次の事項を記録し、これを三年間保存しなければならない。

一 一六 (略)

2 前項の規定は、法第四十五条第二項の規定による自主検査について準用する。この場合において、前項中「事業者」とあるのは「個人事業者」と、第三百三十四条の三第一項若しくは第二項又は前条第一項若しくは第二項」とあるのは「第三百三十四条の三第三項において準用する同条第一項若しくは第二項又は前条第三項において準用する同条第一項若しくは第二項」と読み替えるものとする。

(特定自主検査)

第三百三十五条の三 動力プレスに係る法第四十五条第三項の厚生労働省令で定める自主検査(以下「特定自主検査」という。)は、第三百三十四条の三に規定する自主検査とする。

2 動力プレスに係る法第四十五条第三項各号の厚生労働省令で定める資格を有するものは、次の各号のいずれかに該当する者とする。

2 (略)  
(新設)

第三百三十五条 (略)

2 (略)  
(新設)

(定期自主検査の記録)

第三百三十五条の二 事業者は、前二条の自主検査を行ったときは、次の事項を記録し、これを三年間保存しなければならない。

一 一六 (略)

(新設)

(特定自主検査)

第三百三十五条の三 動力プレスに係る法第四十五条第二項の厚生労働省令で定める自主検査(以下「特定自主検査」という。)は、第三百三十四条の三に規定する自主検査とする。

2 動力プレスに係る法第四十五条第二項の厚生労働省令で定める資格を有するものは、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一・二 (略)

3 動力プレスに係る特定自主検査を法第四十五条第三項各号の検査業者（以下「検査業者」という。）に実施させた場合における前条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条第一項第五号中「検査を実施した者の氏名」とあるのは、「検査業者の名称」とする。

4 事業者又は個人事業者は、動力プレスに係る特定自主検査を行ったときは、当該動力プレスの見やすい箇所に、特定自主検査を行った年月を明らかにすることができる検査標章を貼り付けなければならない。

(プレス等の補修)

第三百三十七条 事業者は、第三百三十四条の三第一項若しくは第二項若しくは第三百三十五条第一項若しくは第二項の自主検査又は前条の点検を行った場合において、異常を認めるときは、補修その他の必要な措置を講じなければならない。

2 個人事業者は、第三百三十四条の三第三項において準用する同条

第一項若しくは第二項又は第三百三十五条第三項において準用する同条第一項若しくは第二項の自主検査を行った場合において、異常を認めるときは、補修その他の必要な措置を講ずるものとする。

(定期自主検査)

第四百四十一条 (略)

2 4 (略)

5 第一項から第三項までの規定は、法第四十五条第二項の規定による自主検査について準用する。この場合において、これらの規定中「事業者」とあるのは「個人事業者」と読み替えるものとする。

6 個人事業者は、前項において準用する第一項又は第二項の自主検査を行った場合において、異常を認めるときは、補修その他の

一・二 (略)

3 動力プレスに係る特定自主検査を法第四十五条第二項の検査業者（以下「検査業者」という。）に実施させた場合における前条の規定の適用については、同条第五号中「検査を実施した者の氏名」とあるのは、「検査業者の名称」とする。

4 事業者は、動力プレスに係る特定自主検査を行ったときは、当該動力プレスの見やすい箇所に、特定自主検査を行った年月を明らかにすることができる検査標章をはり付けなければならない。

(プレス等の補修)

第三百三十七条 事業者は、第三百三十四条の三若しくは第三百三十五条の自主検査又は前条の点検を行った場合において、異常を認めるときは、補修その他の必要な措置を講じなければならない。

(新設)

(定期自主検査)

第四百四十一条 (略)

2 4 (略)

(新設)

(新設)

必要な措置を講ずるものとする。

(定期自主検査)

第二百五十一条の二十一 (略)

2 (略)

3 前二項の規定は、法第四十五条第二項の規定による自主検査について準用する。この場合において、これらの規定中「事業者」とあるのは「個人事業者」と読み替えるものとする。

第二百五十一条の二十二 (略)

2 (略)

3 前二項の規定は、法第四十五条第二項の規定による自主検査について準用する。この場合において、これらの規定中「事業者」とあるのは「個人事業者」と読み替えるものとする。

(定期自主検査の記録)

第二百五十一条の二十三 事業者は、第二百五十一条の二十一第一項若しくは第二項又は前条第一項若しくは第二項の自主検査を行ったときは、次の事項を記録し、これを三年間保存しなければならない。

一 一六 (略)

2 前項の規定は、法第四十五条第二項の規定による自主検査について準用する。この場合において、前項中「事業者」とあるのは「個人事業者」と、「第二百五十一条の二十一第一項若しくは第二項又は前条第一項若しくは第二項」とあるのは「第二百五十一条の二十一第三項において準用する同条第一項若しくは第二項又は前条第三項において準用する同条第一項若しくは第二項」と読み替えるものとする。

(特定自主検査)

第二百五十一条の二十四 (略)

(定期自主検査)

第二百五十一条の二十一 (略)

2 (略)

(新設)

第二百五十一条の二十二 (略)

2 (略)

(新設)

(定期自主検査の記録)

第二百五十一条の二十三 事業者は、前二条の自主検査を行ったときは、次の事項を記録し、これを三年間保存しなければならない。

一 一六 (略)

(新設)

(特定自主検査)

第二百五十一条の二十四 (略)

2 フォークリフトに係る法第四十五条第三項各号の厚生労働省令で定める資格を有するものは、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一・二 (略)

3 事業者又は個人事業者は、運行の用に供するフォークリフト（道路運送車両法第四十八条第一項の適用を受けるものに限る。）について、同項の規定に基づいて点検を行った場合には、当該点検を行った部分については第五十一条の二十一第一項及び第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の自主検査を行うことを要しない。

4 フォークリフトに係る特定自主検査を検査業者に実施させた場合における前条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条第一項第五号中「検査を実施した者の氏名」とあるのは、「検査業者の名称」とする。

5 事業者又は個人事業者は、フォークリフトに係る特定自主検査を行ったときは、当該フォークリフトの見やすい箇所に、特定自主検査を行った年月を明らかにすることができる検査標章を貼り付けなければならない。

(補修等)

第五十一条の二十六 事業者は、第五十一条の二十一第一項若しくは第二項若しくは第五十一条の二十二第一項若しくは第二項の自主検査又は前条の点検を行った場合において、異常を認めるときは、直ちに補修その他必要な措置を講じなければならない。

2 個人事業者は、第五十一条の二十一第三項において準用する同条第一項若しくは第二項又は第五十一条の二十二第三項において準用する同条第一項若しくは第二項の自主検査を行った場合において、異常を認めるときは、直ちに補修その他必要な措置を講ずるものとする。

2 フォークリフトに係る法第四十五条第二項の厚生労働省令で定める資格を有するものは、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一・二 (略)

3 事業者は、運行の用に供するフォークリフト（道路運送車両法第四十八条第一項の適用を受けるものに限る。）について、同項の規定に基づいて点検を行った場合には、当該点検を行った部分については第五十一条の二十一の自主検査を行うことを要しない。

4 フォークリフトに係る特定自主検査を検査業者に実施させた場合における前条の規定の適用については、同条第五号中「検査を実施した者の氏名」とあるのは、「検査業者の名称」とする。

5 事業者は、フォークリフトに係る自主検査を行ったときは、当該フォークリフトの見やすい箇所に、特定自主検査を行った年月を明らかにすることができる検査標章をはり付けなければならない。

(補修等)

第五十一条の二十六 事業者は、第五十一条の二十一若しくは第五十一条の二十二の自主検査又は前条の点検を行った場合において、異常を認めるときは、直ちに補修その他必要な措置を講じなければならない。

(新設)

(定期自主検査)

第百五十一条の三十一 (略)

2 (略)

3 前二項の規定は、法第四十五条第二項の規定による自主検査について準用する。この場合において、これらの規定中「事業者」とあるのは「個人事業者」と読み替えるものとする。

第百五十一条の三十二 (略)

2 (略)

3 前二項の規定は、法第四十五条第二項の規定による自主検査について準用する。この場合において、これらの規定中「事業者」とあるのは「個人事業者」と読み替えるものとする。

(定期自主検査の記録)

第百五十一条の三十三 事業者は、第百五十一条の三十一第一項若しくは第二項又は前条第一項若しくは第二項の自主検査を行ったときは、次の事項を記録し、これを三年間保存しなければならない。

一 一六 (略)

2 前項の規定は、法第四十五条第二項の規定による自主検査について準用する。この場合において、前項中「事業者」とあるのは「個人事業者」と、「第百五十一条の三十一第一項若しくは第二項又は前条第一項若しくは第二項」とあるのは「第百五十一条の三十一第三項において準用する同条第一項若しくは第二項又は前条第三項において準用する同条第一項若しくは第二項」と読み替えるものとする。

(補修等)

第百五十一条の三十五 事業者は、第百五十一条の三十一第一項若しくは第二項若しくは第百五十一条の三十二第一項若しくは第二項の自主検査又は前条の点検を行った場合において、異常を認め

(定期自主検査)

第百五十一条の三十一 (略)

2 (略)

(新設)

第百五十一条の三十二 (略)

2 (略)

(新設)

(定期自主検査の記録)

第百五十一条の三十三 事業者は、前二条の自主検査を行ったときは、次の事項を記録し、これを三年間保存しなければならない。

一 一六 (略)

(新設)

(補修等)

第百五十一条の三十五 事業者は、第百五十一条の三十一若しくは第百五十一条の三十二の自主検査又は前条の点検を行った場合において、異常を認めるときは、直ちに補修その他必要な措置を講

。たときは、直ちに補修その他必要な措置を講じなければならない。

2| 個人事業者は、第五十一条の三十一第三項において準用する同条第一項若しくは第二項又は第五十一条の三十二第三項において準用する同条第一項若しくは第二項の自主検査を行った場合において、異常を認めるときは、直ちに補修その他必要な措置を講ずるものとする。

(定期自主検査)

2| 第五十一条の三十八 (略)

3| 前二項の規定は、法第四十五条第二項の規定による自主検査について準用する。この場合において、これらの規定中「事業者」とあるのは「個人事業者」と読み替えるものとする。

2| 第五十一条の三十九 (略)

3| 前二項の規定は、法第四十五条第二項の規定による自主検査について準用する。この場合において、これらの規定中「事業者」とあるのは「個人事業者」と読み替えるものとする。

(定期自主検査の記録)

第五十一条の四十 事業者は、第五十一条の三十八第一項若しくは第二項又は前条第一項若しくは第二項の自主検査を行ったときは、次の事項を記録し、これを三年間保存しなければならない。

一 一六 (略)

2| 前項の規定は、法第四十五条第二項の規定による自主検査について準用する。この場合において、前項中「事業者」とあるのは「個人事業者」と、「第五十一条の三十八第一項若しくは第二項又は前条第一項若しくは第二項」とあるのは「第五十一条の

じなければならない。

(新設)

(定期自主検査)

2| 第五十一条の三十八 (略)

(新設)

2| 第五十一条の三十九 (略)

(新設)

(定期自主検査の記録)

第五十一条の四十 事業者は、前二条の自主検査を行ったときは、次の事項を記録し、これを三年間保存しなければならない。

一 一六 (略)

(新設)

三十八第三項において準用する同条第一項若しくは第二項又は前条第三項において準用する同条第一項若しくは第二項」と読み替えるものとする。

(補修等)

第二百五十一条の四十二 事業者は、第二百五十一条の三十八第一項若しくは第二項若しくは第二百五十一条の三十九第一項若しくは第二項の自主検査又は前条の点検を行った場合において、異常を認めるときは、直ちに補修その他必要な措置を講じなければならない。

2 個人事業者は、第二百五十一条の三十八第三項において準用する同条第一項若しくは第二項又は第二百五十一条の三十九第三項において準用する同条第一項若しくは第二項の自主検査を行った場合において、異常を認めるときは、直ちに補修その他必要な措置を講ずるものとする。

(定期自主検査)

第二百五十一条の五十三 (略)

2 (略)

3 前二項の規定は、法第四十五条第二項の規定による自主検査について準用する。この場合において、これらの規定中「事業者」とあるのは「個人事業者」と読み替えるものとする。

第二百五十一条の五十四 (略)

2 (略)

3 前二項の規定は、法第四十五条第二項の規定による自主検査について準用する。この場合において、これらの規定中「事業者」とあるのは「個人事業者」と読み替えるものとする。

(定期自主検査の記録)

第二百五十一条の五十五 事業者は、第二百五十一条の五十三第一項若

(補修等)

第二百五十一条の四十二 事業者は、第二百五十一条の三十八若しくは第二百五十一条の三十九の自主検査又は前条の点検を行った場合において、異常を認めるときは、直ちに補修その他必要な措置を講じなければならない。

(新設)

(定期自主検査)

第二百五十一条の五十三 (略)

2 (略)

(新設)

第二百五十一条の五十四 (略)

2 (略)

(新設)

(定期自主検査の記録)

第二百五十一条の五十五 事業者は、前二条の自主検査を行ったとき

しくは第二項又は前条第一項若しくは第二項の自主検査を行ったときは、次の事項を記録し、これを三年間保存しなければならない。

一〇六 (略)

2 前項の規定は、法第四十五条第二項の規定による自主検査について準用する。この場合において、前項中「事業者」とあるのは「個人事業者」と、「第五十一条の五十三第一項若しくは第二項又は前条第一項若しくは第二項」とあるのは「第五十一条の五十三第三項において準用する同条第一項若しくは第二項又は前条第三項において準用する同条第一項若しくは第二項」と読み替えるものとする。

(特定自主検査)

第五十一条の五十六 (略)

2 第五十一条の二十四第二項の規定は、不整地運搬車に係る法第四十五条第三項各号の厚生労働省令で定める資格を有するものについて準用する。この場合において、第五十一条の二十四第二項第一号中「フォークリフト」とあるのは、「不整地運搬車」と読み替えるものとする。

3 事業者又は個人事業者は、運行の用に供する不整地運搬車（道路運送車両法第四十八条第一項の適用を受けるものに限る。）について、同項の規定に基づいて点検を行った場合には、当該点検を行った部分については第五十一条の五十三第一項及び第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の自主検査を行うことを要しない。

4 不整地運搬車に係る特定自主検査を検査業者に実施させた場合における前条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条第一項第五号中「検査を実施した者の氏名」とあるのは、「検査業者の名称」とする。

5 事業者又は個人事業者は、不整地運搬車に係る特定自主検査を行ったときは、当該不整地運搬車の見やすい箇所に、特定自主検査

は、次の事項を記録し、これを三年間保存しなければならない。

一〇六 (略)

(新設)

(特定自主検査)

第五十一条の五十六 (略)

2 第五十一条の二十四第二項の規定は、不整地運搬車に係る法第四十五条第二項の厚生労働省令で定める資格を有するものについて準用する。この場合において、第五十一条の二十四第二項第一号中「フォークリフト」とあるのは、「不整地運搬車」と読み替えるものとする。

3 事業者は、運行の用に供する不整地運搬車（道路運送車両法第四十八条第一項の適用を受けるものに限る。）について、同項の規定に基づいて点検を行った場合には、当該点検を行った部分については第五十一条の五十三の自主検査を行うことを要しない。

4 不整地運搬車に係る特定自主検査を検査業者に実施させた場合における前条の規定の適用については、同条第五号中「検査を実施した者の氏名」とあるのは、「検査業者の名称」とする。

5 事業者は、不整地運搬車に係る自主検査を行ったときは、当該不整地運搬車の見やすい箇所に、特定自主検査を行った年月を明

査を行った年月を明らかにすることができる検査標章を貼り付けなければならない。

(補修等)

第二百五十一条の五十八 事業者は、第二百五十一条の五十三第一項若しくは第二項若しくは第二百五十一条の五十四第一項若しくは第二項の自主検査又は前条の点検を行った場合において、異常を認めるときは、直ちに補修その他必要な措置を講じなければならない。

2 個人事業者は、第二百五十一条の五十三第三項において準用する同条第一項若しくは第二項又は第二百五十一条の五十四第三項において準用する同条第一項若しくは第二項の自主検査を行った場合において、異常を認めるときは、直ちに補修その他必要な措置を講ずるものとする。

(定期自主検査)

第二百六十七条 (略)

2 (略)

3 前二項の規定は、法第四十五条第二項の規定による自主検査について準用する。この場合において、これらの規定中「事業者」とあるのは「個人事業者」と読み替えるものとする。

第二百六十八条 (略)

2 (略)

3 前二項の規定は、法第四十五条第二項の規定による自主検査について準用する。この場合において、これらの規定中「事業者」とあるのは「個人事業者」と読み替えるものとする。

(定期自主検査の記録)

第二百六十九条 事業者は、第二百六十七条第一項若しくは第二項又は前条第一項若しくは第二項の自主検査を行ったときは、次の事項

らかにすることができる検査標章をはり付けなければならない。

(補修等)

第二百五十一条の五十八 事業者は、第二百五十一条の五十三若しくは第二百五十一条の五十四の自主検査又は前条の点検を行った場合において、異常を認めるときは、直ちに補修その他必要な措置を講じなければならない。

(新設)

(定期自主検査)

第二百六十七条 (略)

2 (略)

(新設)

第二百六十八条 (略)

2 (略)

(新設)

(定期自主検査の記録)

第二百六十九条 事業者は、前二条の自主検査を行ったときは、次の事項を記録し、これを三年間保存しなければならない。

を記録し、これを三年間保存しなければならない。

一〇六 (略)

2 前項の規定は、法第四十五条第二項の規定による自主検査について準用する。この場合において、前項中「事業者」とあるのは「個人事業者」と、「第六十七号第一項若しくは第二項又は前条第一項若しくは第二項」とあるのは「第六十七号第三項において準用する同条第一項若しくは第二項又は前条第三項において準用する同条第一項若しくは第二項」と読み替えるものとする。

(特定自主検査)

第六十九条の二 (略)

2 第五十一条の二十四第二項の規定は、車両系建設機械のうち令別表第七十一号、第二号又は第六号に掲げるものに係る法第四十五条第三項各号の厚生労働省令で定める資格を有するものについて準用する。この場合において、第五十一条の二十四第二項第一号イからハまでの規定中「フォークリフト」とあるのは「車両系建設機械のうち令別表第七十一号、第二号若しくは第六号に掲げるもの」と、同号ニ中「フォークリフト」とあるのは「車両系建設機械のうち令別表第七十一号、第二号又は第六号に掲げるもの」と読み替えるものとする。

3 第五十一条の二十四第二項の規定は、車両系建設機械のうち令別表第七十三号に掲げるものに係る法第四十五条第三項各号の厚生労働省令で定める資格を有するものについて準用する。この場合において、第五十一条の二十四第二項第一号中「フォークリフト」とあるのは、「車両系建設機械のうち令別表第七十三号に掲げるもの」と読み替えるものとする。

4 第五十一条の二十四第二項の規定は、車両系建設機械のうち令別表第七十四号に掲げるものに係る法第四十五条第三項各号の厚生労働省令で定める資格を有するものについて準用する。この場合において、第五十一条の二十四第二項第一号中「フォークリフト」とあるのは、「車両系建設機械のうち令別表第七十四号

一〇六 (略)  
(新設)

(特定自主検査)

第六十九条の二 (略)

2 第五十一条の二十四第二項の規定は、車両系建設機械のうち令別表第七十一号、第二号又は第六号に掲げるものに係る法第四十五条第二項の厚生労働省令で定める資格を有するものについて準用する。この場合において、第五十一条の二十四第二項第一号イからハまでの規定中「フォークリフト」とあるのは「車両系建設機械のうち令別表第七十一号、第二号若しくは第六号に掲げるもの」と、同号ニ中「フォークリフト」とあるのは「車両系建設機械のうち令別表第七十一号、第二号又は第六号に掲げるもの」と読み替えるものとする。

3 第五十一条の二十四第二項の規定は、車両系建設機械のうち令別表第七十三号に掲げるものに係る法第四十五条第二項の厚生労働省令で定める資格を有するものについて準用する。この場合において、第五十一条の二十四第二項第一号中「フォークリフト」とあるのは、「車両系建設機械のうち令別表第七十三号に掲げるもの」と読み替えるものとする。

4 第五十一条の二十四第二項の規定は、車両系建設機械のうち令別表第七十四号に掲げるものに係る法第四十五条第二項の厚生労働省令で定める資格を有するものについて準用する。この場合において、第五十一条の二十四第二項第一号中「フォークリフト」とあるのは、「車両系建設機械のうち令別表第七十四号に掲

に掲げるもの」と読み替えるものとする。

5 第五十一条の二十四第二項の規定は、車両系建設機械のうち令別表第七第五号に掲げるものに係る法第四十五条第三項各号の厚生労働省令で定める資格を有するものについて準用する。この場合において、第五十一条の二十四第二項第一号中「フォークリフト」とあるのは、「車両系建設機械のうち令別表第七第五号に掲げるもの」と読み替えるものとする。

6 事業者又は個人事業者は、運行の用に供する車両系建設機械（道路運送車両法第四十八条第一項の適用を受けるものに限る。）について、同項の規定に基づいて点検を行った場合には、当該点検を行った部分については第六十七条第一項及び第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の自主検査を行うことを要しない。

7 車両系建設機械に係る特定自主検査を検査業者に実施させた場合における前条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条第一項第五号中「検査を実施した者の氏名」とあるのは、「検査業者の名称」とする。

8 事業者又は個人事業者は、車両系建設機械に係る特定自主検査を行ったときは、当該車両系建設機械の見やすい箇所に、特定自主検査を行った年月を明らかにすることができる検査標章を貼り付けなければならない。

（補修等）

第七十一条 事業者は、第六十七条第一項若しくは第二項若しくは第六十八条第一項若しくは第二項の自主検査又は前条の点検を行った場合において、異常を認めるときは、直ちに補修その他必要な措置を講じなければならない。

2 個人事業者は、第六十七条第三項において準用する同条第一項若しくは第二項又は第六十八条第三項において準用する同条第一項若しくは第二項の自主検査を行った場合において、異常を認めるときは、直ちに補修その他必要な措置を講ずるものとする

掲げるもの」と読み替えるものとする。

5 第五十一条の二十四第二項の規定は、車両系建設機械のうち令別表第七第五号に掲げるものに係る法第四十五条第二項の厚生労働省令で定める資格を有するものについて準用する。この場合において、第五十一条の二十四第二項第一号中「フォークリフト」とあるのは、「車両系建設機械のうち令別表第七第五号に掲げるもの」と読み替えるものとする。

6 事業者は、運行の用に供する車両系建設機械（道路運送車両法第四十八条第一項の適用を受けるものに限る。）について、同項の規定に基づいて点検を行った場合には、当該点検を行った部分については第六十七条の自主検査を行うことを要しない。

7 車両系建設機械に係る特定自主検査を検査業者に実施させた場合における前条の規定の適用については、同条第五号中「検査を実施した者の氏名」とあるのは、「検査業者の名称」とする。

8 事業者は、車両系建設機械に係る自主検査を行ったときは、当該車両系建設機械の見やすい箇所に、特定自主検査を行った年月を明らかにすることができる検査標章をはり付けなければならない。

（補修等）

第七十一条 事業者は、第六十七条若しくは第六十八条の自主検査又は前条の点検を行なった場合において、異常を認めるときは、直ちに補修その他必要な措置を講じなければならない。

（新設）

(定期自主検査)

第百九十四条の二十三 (略)

2 (略)

3 前二項の規定は、法第四十五条第二項の規定による自主検査について準用する。この場合において、これらの規定中「事業者」とあるのは「個人事業者」と読み替えるものとする。

第百九十四条の二十四 (略)

2 (略)

3 前二項の規定は、法第四十五条第二項の規定による自主検査について準用する。この場合において、これらの規定中「事業者」とあるのは「個人事業者」と読み替えるものとする。

(定期自主検査の記録)

第百九十四条の二十五 事業者は、第百九十四条の二十三第一項若しくは第二項又は前条第一項若しくは第二項の自主検査を行ったときは、次の事項を記録し、これを三年間保存しなければならない。

一 六 (略)

2 前項の規定は、法第四十五条第二項の規定による自主検査について準用する。この場合において、前項中「事業者」とあるのは「個人事業者」と、「第百九十四条の二十三第一項若しくは第二項又は前条第一項若しくは第二項」とあるのは「第百九十四条の二十三第三項において準用する同条第一項若しくは第二項又は前条第三項において準用する同条第一項若しくは第二項」と読み替えるものとする。

(特定自主検査)

第百九十四条の二十六 (略)

(定期自主検査)

第百九十四条の二十三 (略)

2 (略)

(新設)

第百九十四条の二十四 (略)

2 (略)

(新設)

(定期自主検査の記録)

第百九十四条の二十五 事業者は、前二条の自主検査を行ったときは、次の事項を記録し、これを三年間保存しなければならない。

一 六 (略)

(新設)

(特定自主検査)

第百九十四条の二十六 (略)

2 第五十一条の二十四第二項の規定は、高所作業車に係る法第四十五条第三項各号の厚生労働省令で定める資格を有するものについて準用する。この場合において、第五十一条の二十四第二項第一号中「フォークリフト」とあるのは、「高所作業車」と読み替えるものとする。

3 事業者又は個人事業者は、運行の用に供する高所作業車（道路運送車両法第四十八条第一項の適用を受けるものに限る。）について、同項の規定に基づいて点検を行った場合には、当該点検を行った部分については第九十四条の二十三第一項及び第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の自主検査を行うことを要しない。

4 高所作業車に係る特定自主検査を検査業者に実施させた場合における前条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条第一項第五号中「検査を実施した者の氏名」とあるのは、「検査業者の名称」とする。

5 事業者又は個人事業者は、高所作業車に係る特定自主検査を行ったときは、当該高所作業車の見やすい箇所に、特定自主検査を行った年月を明らかにすることができる検査標章を貼り付けなければならない。

（補修等）

第九十四条の二十八 事業者は、第九十四条の二十三第一項若しくは第二項若しくは第九十四条の二十四第一項若しくは第二項の自主検査又は前条の点検を行った場合において、異常を認めるときは、直ちに補修その他必要な措置を講じなければならない。

2 個人事業者は、第九十四条の二十三第三項において準用する同条第一項若しくは第二項又は第九十四条の二十四第三項において準用する同条第一項若しくは第二項の自主検査を行った場合において、異常を認めるときは、直ちに補修その他必要な措置を講ずるものとする。

2 第五十一条の二十四第二項の規定は、高所作業車に係る法第四十五条第二項の厚生労働省令で定める資格を有するものについて準用する。この場合において、第五十一条の二十四第二項第一号中「フォークリフト」とあるのは、「高所作業車」と読み替えるものとする。

3 事業者は、運行の用に供する高所作業車（道路運送車両法第四十八条第一項の適用を受けるものに限る。）について、同項の規定に基づいて点検を行った場合には、当該点検を行った部分については第九十四条の二十三の自主検査を行うことを要しない。

4 高所作業車に係る特定自主検査を検査業者に実施させた場合における前条の規定の適用については、同条第五号中「検査を実施した者の氏名」とあるのは、「検査業者の名称」とする。

5 事業者は、高所作業車に係る自主検査を行ったときは、当該高所作業車の見やすい箇所に、特定自主検査を行った年月を明らかにすることができる検査標章を貼り付けなければならない。

（補修等）

第九十四条の二十八 事業者は、第九十四条の二十三若しくは第九十四条の二十四の自主検査又は前条の点検を行った場合において、異常を認めるときは、直ちに補修その他必要な措置を講じなければならない。

（新設）

(定期自主検査)

2 第二百二十八条 (略)

3 前二項の規定は、法第四十五条第二項の規定による自主検査について準用する。この場合において、これらの規定中「事業者」とあるのは「個人事業者」と読み替えるものとする。

2 第二百二十九条 (略)

3 前二項の規定は、法第四十五条第二項の規定による自主検査について準用する。この場合において、これらの規定中「事業者」とあるのは「個人事業者」と読み替えるものとする。

2 第二百三十条 (略)

3 前二項の規定は、法第四十五条第二項の規定による自主検査について準用する。この場合において、これらの規定中「事業者」とあるのは「個人事業者」と読み替えるものとする。

(定期自主検査の記録)

2 第二百三十一条 事業者は、第二百二十八条第一項若しくは第二項、第二百二十九条第一項若しくは第二項又は前条第一項若しくは第二項の自主検査を行ったときは、次の事項を記録し、これを三年間保存しなければならない。

一 一六 (略)

2 前項の規定は、法第四十五条第二項の規定による自主検査について準用する。この場合において、前項中「事業者」とあるのは「個人事業者」と、第二百二十八条第一項若しくは第二項、第二百二十九条第一項若しくは第二項又は前条第一項若しくは第二項」とあるのは「第二百二十八条第三項において準用する同条第

(定期自主検査)

2 第二百二十八条 (略)

2 (新設)

2 第二百二十九条 (略)

2 (新設)

2 第二百三十条 (略)

2 (新設)

(定期自主検査の記録)

2 第二百三十一条 事業者は、前三条の自主検査を行ったときは、次の事項を記録し、これを三年間保存しなければならない。

一 一六 (略)

2 (新設)

一項若しくは第二項、第二百二十九条第三項において準用する同条第一項若しくは第二項又は前条第三項において準用する同条第一項若しくは第二項」と読み替えるものとする。

(補修)

第二百三十三條 事業者は、第二百二十八条から第二百三十条まで(第二百二十八条第三項、第二百二十九条第三項及び第二百三十条第三項を除く。)のいずれかの自主検査又は前条の点検を行った場合において異常を認めるときは、直ちに、補修しなければならない。

2 | 個人事業者は、第二百二十八条第三項において準用する同条第一項若しくは第二項、第二百二十九条第三項において準用する同条第一項若しくは第二項又は第二百三十条第三項において準用する同条第一項若しくは第二項の自主検査を行った場合において、異常を認めるときは、直ちに、補修するものとする。

(定期自主検査)

第二百七十六條 (略)

2 | 4 (略)

5 | 第一項、第二項及び前項の規定は、法第四十五条第二項の規定による自主検査について準用する。この場合において、これらの規定中「事業者」とあるのは「個人事業者」と読み替えるものとする。

6 | 個人事業者は、前項において準用する第一項又は第二項の自主検査の結果、当該化学設備又はその附属設備に異常を認めるときは、補修その他必要な措置を講じた後に、これらの設備を使用するものとする。

(定期自主検査)

第二百九十九條 (略)

2 | 3 (略)

(補修)

第二百三十三條 事業者は、第二百二十八条から第二百三十条までの自主検査及び前条の点検を行なった場合において異常を認めるときは、直ちに、補修しなければならない。

(新設)

(定期自主検査)

第二百七十六條 (略)

2 | 4 (略)

(新設)

(新設)

(定期自主検査)

第二百九十九條 (略)

2 | 3 (略)

4 前三項の規定は、法第四十五条第二項の規定による自主検査について準用する。この場合において、これらの規定中「事業者」とあるのは「個人事業者」と読み替えるものとする。

(補修等)

第三百条 (略)

2 個人事業者は、前条第四項において準用する同条第一項又は第二項の自主検査の結果、当該乾燥設備又はその附属設備に異常を認めたときは、補修その他必要な措置を講じた後に、これらの設備を使用するものとする。

第三百七条 (略)

2 4 (略)

5 第一項、第二項及び前項の規定は、法第四十五条第二項の自主検査について準用する。この場合において、これらの規定中「事業者」とあるのは「個人事業者」と読み替えるものとする。

(新設)

6 個人事業者は、前項において準用する第一項又は第二項の自主検査の結果、当該アセチレン溶接装置又はガス集合溶接装置に異常を認めたときは、補修その他必要な措置を講じた後に、これらを使用するものとする。

(絶縁用保護具等の定期自主検査)

第三百五十一条 (略)

2 4 (略)

5 第一項、第二項及び前項の規定は、法第四十五条第二項の自主検査について準用する。この場合において、これらの規定中「事業者」とあるのは「個人事業者」と読み替えるものとする。

(新設)

6 個人事業者は、前項において準用する第一項又は第二項の自主検査の結果、当該絶縁用保護具等に異常を認めたときは、補修その他必要な措置を講じた後に、これらを使用するものとする。

(新設)

(補修等)

第三百条 (略)

(新設)

第三百七条 (略)

2 4 (略)

(新設)

(新設)

(絶縁用保護具等の定期自主検査)

第三百五十一条 (略)

2 4 (略)

(新設)

(新設)

(特別の教育)

第五百九十二条の七 (略)

2| 作業従事役員等は、労働者と同一の場所において前項の業務に就くときは、同項各号の科目について、同項に規定する教育を受けなければならない。

(法第三十条の四第一項の厚生労働省令で定める業務)

第六百四十三条の十| 法第三十条の四第一項の厚生労働省令で定める業務は、次の各号に掲げる、周囲で作業を行う作業従事者に危害が生ずるおそれのある業務とする。

一| 令第二十条各号に掲げる業務

二| 第三十六条各号に掲げる業務

三| 令第六条各号に掲げる作業に係る業務

四| 法及びこれに基づく命令により作業を指揮する者を定める必要がある作業に係る業務

五| 第五百五十一条の二第七号に規定する貨物自動車を用いた荷の搬入・搬出の業務

六| 法及びこれに基づく命令により定期に実施する検査、補修等の業務

(作業間の連絡及び調整)

第六百四十三条の十一| 法第三十条の四第一項の作業場所管理事業者(以下この条及び次条において「作業場所管理事業者」という。)は、同項の作業間の連絡及び調整については、随時、作業場所管理事業者と同項の請負人(以下この条において「請負人」という。)との間及び請負人相互間における連絡及び調整を行わなければならない。

(作業場所管理事業者等の講ずべき措置)

第六百四十三条の十二| 作業場所管理事業者は、法第三十条の四に規定する場合を除き、その管理する一の場所においてその労働者

(特別の教育)

第五百九十二条の七 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

である作業従事者（当該労働者である作業従事者のほか、労働者以外の当該作業場所管理事業者に係る作業従事者がある場合には、当該者を含む。）及び当該一の場所において事業を行う他の事業を行う者に係る作業従事者が作業を行う場合には、当該作業が行われることによつて生ずる労働災害を防止するため、随時、作業場所管理事業者と当該事業を行う者との間及び事業を行う者相互間における連絡及び調整を行うものとする。

2 事業を行う者は、作業場所管理事業者がいない一の場所においてその作業従事者及び当該一の場所において行われる事業を行う他の事業を行う者に係る作業従事者が作業を行う場合（当該一の場所において作業を行う作業従事者の中に労働者がいない場合を除く。）には、当該作業が行われることによつて生ずる労働災害を防止するため、随時、当該他の事業を行う者と相互に連絡及び調整を行うものとする。

3 第一項の場合において、作業場所管理事業者以外の事業を行う者は、作業場所管理事業者が行う措置に応じて、必要な措置を講ずるものとする。

4 第一項又は第二項の場合において、作業従事者は、前三項の規定により講じられる措置に応じて、必要な事項を守るものとする。

（型わく支保工についての措置）

第六百四十六条 注文者は、法第三十一条第一項の場合において、請負人に係る作業従事者に型わく支保工を使用させるときは、当該型わく支保工については、法第四十二条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める規格及び第二編第三章（第二百三十七条から第二百三十九条まで、第二百四十二条及び第二百四十三条に限る。）に規定する型わく支保工の基準に適合するものとしなければならない。

（アセチレン溶接装置についての措置）

（型わく支保工についての措置）

第六百四十六条 注文者は、法第三十一条第一項の場合において、請負人に係る作業従事者に型わく支保工を使用させるときは、当該型わく支保工については、法第四十二条の規定に基づき厚生労働大臣が定める規格及び第二編第三章（第二百三十七条から第二百三十九条まで、第二百四十二条及び第二百四十三条に限る。）に規定する型わく支保工の基準に適合するものとしなければならない。

（アセチレン溶接装置についての措置）

第六百四十七条 注文者は、法第三十一条第一項の場合において、請負人に係る作業従事者にアセチレン溶接装置を使用させるときは、当該アセチレン溶接装置について、次の措置を講じなければならない。

一～三 (略)

四 発生器及び安全器は、法第四十二条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める規格に適合するものとする。

五 (略)

(交流アーク溶接機についての措置)

第六百四十八条 注文者は、法第三十一条第一項の場合において、請負人に係る作業従事者に交流アーク溶接機(自動溶接機を除く。)を使用させるときは、当該交流アーク溶接機に、法第四十二条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める規格に適合する交流アーク溶接機用自動電撃防止装置を備えなければならない。ただし、次の場所以外の場所において使用させるときは、この限りでない。

一・二 (略)

(足場についての措置)

第六百五十五条 注文者は、法第三十一条第一項の場合において、請負人に係る作業従事者に、足場を使用させるときは、当該足場について、次の措置を講じなければならない。

一・二 (略)

三 前二号に定めるもののほか、法第四十二条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める規格及び第二編第十章第二節(第五百五十九条から第五百六十一条まで、第五百六十二条第二項、第五百六十三条、第五百六十九条から第五百七十二条まで及び第五百七十四条に限る。)に規定する足場の基準に適合するものとする。

2 (略)

第六百四十七条 注文者は、法第三十一条第一項の場合において、請負人に係る作業従事者にアセチレン溶接装置を使用させるときは、当該アセチレン溶接装置について、次の措置を講じなければならない。

一～三 (略)

四 発生器及び安全器は、法第四十二条の規定に基づき厚生労働大臣が定める規格に適合するものとする。

五 (略)

(交流アーク溶接機についての措置)

第六百四十八条 注文者は、法第三十一条第一項の場合において、請負人に係る作業従事者に交流アーク溶接機(自動溶接機を除く。)を使用させるときは、当該交流アーク溶接機に、法第四十二条の規定に基づき厚生労働大臣が定める規格に適合する交流アーク溶接機用自動電撃防止装置を備えなければならない。ただし、次の場所以外の場所において使用させるときは、この限りでない。

一・二 (略)

(足場についての措置)

第六百五十五条 注文者は、法第三十一条第一項の場合において、請負人に係る作業従事者に、足場を使用させるときは、当該足場について、次の措置を講じなければならない。

一・二 (略)

三 前二号に定めるもののほか、法第四十二条の規定に基づき厚生労働大臣が定める規格及び第二編第十章第二節(第五百五十九条から第五百六十一条まで、第五百六十二条第二項、第五百六十三条、第五百六十九条から第五百七十二条まで及び第五百七十四条に限る。)に規定する足場の基準に適合するものとする。

2 (略)

(クレーン等についての措置)

第六百五十六条 注文者は、法第三十一条第一項の場合において、請負人に係る作業従事者にクレーン等を使用させるときは、当該クレーン等を、法第三十七条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（特定機械等の構造に係るものに限る。）又は法第四十二条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める規格に適合するものとしなければならない。

(エックス線装置についての措置)

第六百六十一条 注文者は、法第三十一条第一項の場合において、請負人に係る作業従事者に令第十三条第三項第二十二号のエックス線装置を使用させるときは、当該エックス線装置については法第四十二条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める規格に適合するものとしなければならない。

(ガンマ線照射装置についての措置)

第六百六十二条 注文者は、法第三十一条第一項の場合において、請負人に係る作業従事者に令第十三条第三項第二十三号のガンマ線照射装置を使用させるときは、当該ガンマ線照射装置については法第四十二条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める規格でガンマ線照射装置に係るものに適合するものとしなければならない。

(法第三十二条第五項の請負人の義務)

第六百六十三条 法第三十二条第五項の請負人は、第六百四十四条から第六百六十二条までに規定する措置が講じられていないことを知ったときは、速やかにその旨を注文者に申し出なければならない。

2 法第三十二条第五項の請負人は、注文者が第六百四十四条から第六百六十二条までに規定する措置を講ずるために行う点検、補

(クレーン等についての措置)

第六百五十六条 注文者は、法第三十一条第一項の場合において、請負人に係る作業従事者にクレーン等を使用させるときは、当該クレーン等を、法第三十七条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（特定機械等の構造に係るものに限る。）又は法第四十二条の規定に基づき厚生労働大臣が定める規格に適合するものとしなければならない。

(エックス線装置についての措置)

第六百六十一条 注文者は、法第三十一条第一項の場合において、請負人に係る作業従事者に令第十三条第三項第二十二号のエックス線装置を使用させるときは、当該エックス線装置については法第四十二条の規定に基づき厚生労働大臣が定める規格に適合するものとしなければならない。

(ガンマ線照射装置についての措置)

第六百六十二条 注文者は、法第三十一条第一項の場合において、請負人に係る作業従事者に令第十三条第三項第二十三号のガンマ線照射装置を使用させるときは、当該ガンマ線照射装置については法第四十二条の規定に基づき厚生労働大臣が定める規格でガンマ線照射装置に係るものに適合するものとしなければならない。

(法第三十二条第四項の請負人の義務)

第六百六十三条 法第三十二条第四項の請負人は、第六百四十四条から第六百六十二条までに規定する措置が講じられていないことを知ったときは、速やかにその旨を注文者に申し出なければならない。

2 法第三十二条第四項の請負人は、注文者が第六百四十四条から第六百六十二条までに規定する措置を講ずるために行う点検、補

修その他の措置を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

(法第三十二条第六項の請負人の義務)

第六百六十三条の二 法第三十二条第六項の請負人は、第六百六十二条の四第一項又は第二項に規定する措置が講じられていないことを知ったときは、速やかにその旨を注文者に申し出なければならない。

#### 附 則

(規格を具備すべき機械等の使用に関する経過措置)

第十条 ボイラー則附則第二条の規定による廃止前のボイラ及び圧力容器安全規則(昭和三十四年労働省令第三号。以下「旧ボイラー則」という。) 附則第四条の第二種圧力容器は、法第四十二条の規定の適用については、同条第一項の厚生労働大臣が定める規格を具備しているものとみなす。

2 前項の規定は、同項の第二種圧力容器又はその部分が法第四十二条第一項の厚生労働大臣が定める規格を具備するに至つた後における当該第二種圧力容器又はその部分については、適用しない。

第十一条 法第四十二条第二項及び第三項の規定は、ボイラ及び圧力容器安全規則の一部を改正する省令(昭和三十八年労働省令第一号) 附則第四条第一項の貫流ボイラーについては、適用しない。

2 前項の規定は、同項の貫流ボイラー又はその部分が法第四十二条第一項の厚生労働大臣が定める規格を具備するに至つた後における当該貫流ボイラー又はその部分については、適用しない。

第十二条 クレーン則附則第二条の規定による廃止前のクレーン等安全規則(昭和三十七年労働省令第十六号。以下「旧クレーン則

修その他の措置を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

(法第三十二条第五項の請負人の義務)

第六百六十三条の二 法第三十二条第五項の請負人は、第六百六十二条の四第一項又は第二項に規定する措置が講じられていないことを知ったときは、速やかにその旨を注文者に申し出なければならない。

#### 附 則

(規格を具備すべき機械等の使用に関する経過措置)

第十条 ボイラー則附則第二条の規定による廃止前のボイラ及び圧力容器安全規則(昭和三十四年労働省令第三号。以下「旧ボイラー則」という。) 附則第四条の第二種圧力容器は、第二十七条及び法第四十二条の規定の適用については、同条の厚生労働大臣が定める規格を具備しているものとみなす。

2 前項の規定は、同項の第二種圧力容器又はその部分が法第四十二条の厚生労働大臣が定める規格を具備するに至つた後における当該第二種圧力容器又はその部分については、適用しない。

第十一条 第二十七条の規定は、ボイラ及び圧力容器安全規則の一部を改正する省令(昭和三十八年労働省令第一号) 附則第四条第一項の貫流ボイラーについては、適用しない。

2 前項の規定は、同項の貫流ボイラー又はその部分が法第四十二条の厚生労働大臣が定める規格を具備するに至つた後における当該貫流ボイラー又はその部分については、適用しない。

第十二条 クレーン則附則第二条の規定による廃止前のクレーン等安全規則(昭和三十七年労働省令第十六号。以下「旧クレーン則

「という。」附則第二条第四項のクレーンで、同項の規定により、なお従前の例によることとされた構造規格に適合するものは、法第四十二条の規定の適用については、同条第一項の厚生労働大臣が定める規格を具備しているものとみなす。

2 法第四十二条の規定は、旧クレーン則附則第二条第五項のクレーンについては、適用しない。

3 前二項の規定は、これらの項のクレーン又はその部分が法第四十二条第一項の厚生労働大臣が定める規格を具備するに至った後における当該クレーン又はその部分については、適用しない。

第十三条 クレーン等安全規則の一部を改正する省令（昭和四十六年労働省令第二十一号）附則第六条第三項の簡易リフトで、同項の規定により、なお従前の例によることとされた構造規格に適合するものは、法第四十二条の規定の適用については、同条第一項の厚生労働大臣が定める規格を具備しているものとみなす。

2 前項の規定は、同項の簡易リフト又はその部分が法第四十二条第一項の厚生労働大臣が定める規格を具備するに至った後における当該簡易リフト又はその部分については、適用しない。

（譲渡等の制限に関する経過措置）

第十四条 昭和四十六年七月一日前に労働安全衛生規則の一部を改正する省令（昭和四十五年労働省令第二十一号）による改正前の労働安全衛生規則第三十六条第一項又は労働安全衛生規則の一部を改正する省令（昭和四十五年労働省令第二十一号）附則第三条第一項の規定により労働省労働基準局長の認定を受けた木材加工用丸のこ盤の反ばつ予防装置又は歯の接触予防装置については、当該安全装置に係る認定の有効期間内に限り、法第四十二条の規定は、適用しない。

第十五条 昭和四十七年十月一日前に旧安衛則第三十六条の規定に

「という。」附則第二条第四項のクレーンで、同項の規定により、なお従前の例によることとされた構造規格に適合するものは、第二十七条及び法第四十二条の規定の適用については、同条の厚生労働大臣が定める規格を具備しているものとみなす。

2 第二十七条及び法第四十二条の規定は、旧クレーン則附則第二条第五項のクレーンについては、適用しない。

3 前二項の規定は、これらの項のクレーン又はその部分が法第四十二条の厚生労働大臣が定める規格を具備するに至った後における当該クレーン又はその部分については、適用しない。

第十三条 クレーン等安全規則の一部を改正する省令（昭和四十六年労働省令第二十一号）附則第六条第三項の簡易リフトで、同項の規定により、なお従前の例によることとされた構造規格に適合するものは、第二十七条及び法第四十二条の規定の適用については、同条の厚生労働大臣が定める規格を具備しているものとみなす。

2 前項の規定は、同項の簡易リフト又はその部分が法第四十二条の厚生労働大臣が定める規格を具備するに至った後における当該簡易リフト又はその部分については、適用しない。

（譲渡等の制限に関する経過措置）

第十四条 昭和四十六年七月一日前に労働安全衛生規則の一部を改正する省令（昭和四十五年労働省令第二十一号）による改正前の労働安全衛生規則第三十六条第一項又は労働安全衛生規則の一部を改正する省令（昭和四十五年労働省令第二十一号）附則第三条第一項の規定により労働省労働基準局長の認定を受けた木材加工用丸のこ盤の反ばつ予防装置又は歯の接触予防装置については、当該安全装置に係る認定の有効期間内に限り、第二十七条及び法第四十二条の規定は、適用しない。

第十五条 昭和四十七年十月一日前に旧安衛則第三十六条の規定に

より労働省労働基準局長の認定を受けたプレス機械及びビシヤーの安全装置並びにゴム、ゴム化合物又は合成樹脂を練るロール機の急停止装置については、当該装置の認定の有効期間内に限り、法第四十二条の規定は、適用しない。

より労働省労働基準局長の認定を受けたプレス機械及びビシヤーの安全装置並びにゴム、ゴム化合物又は合成樹脂を練るロール機の急停止装置については、当該装置の認定の有効期間内に限り、第二十七条及び法第四十二条の規定は、適用しない。第

(ボイラー及び圧力容器安全規則の一部改正)

第三条 ボイラー及び圧力容器安全規則(昭和四十七年労働省令第三十三号)の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>(定期自主検査) 第三十二条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前三項の規定は、法第四十五条第二項の規定による自主検査について準用する。この場合において、これらの規定中「事業者」とあるのは「個人事業者」と読み替えるものとする。</p> <p>(補修等) 第三十三条 事業者は、前条第一項又は第二項の自主検査を行った場合において、異常を認めるときは、補修その他の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 個人事業者は、前条第四項において準用する同条第一項又は第二項の自主検査を行った場合において、異常を認めるときは、補修その他の必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>(定期自主検査) 第六十七条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前三項の規定は、法第四十五条第二項の規定による自主検査について準用する。この場合において、これらの規定中「事業者」とあるのは「個人事業者」と読み替えるものとする。</p> <p>(補修等) 第六十八条 事業者は、前条第一項又は第二項の自主検査を行った場合において、異常を認めるときは、補修その他の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 個人事業者は、前条第四項において準用する同条第一項又は第</p>	<p>(定期自主検査) 第三十二条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(補修等) 第三十三条 事業者は、前条第一項又は第二項の自主検査を行なった場合において、異常を認めるときは、補修その他の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(新設)</p> <p>(定期自主検査) 第六十七条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(補修等) 第六十八条 事業者は、前条第一項又は第二項の自主検査を行なった場合において、異常を認めるときは、補修その他の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(新設)</p>

二項の自主検査を行った場合において、異常を認めるときは、補修その他の必要な措置を講ずるものとする。

(定期自主検査)

第八十八条 (略)

2・3 (略)

4 前三項の規定は、法第四十五条第二項の規定による自主検査について準用する。この場合において、これらの規定中「事業者」とあるのは「個人事業者」と読み替えるものとする。

(補修等)

第八十九条 (略)

2 個人事業者は、前条第四項において準用する同条第一項又は第二項の自主検査を行った場合において、異常を認めるときは、補修その他の必要な措置を講ずるものとする。

(特別の教育)

第九十二条 (略)

2 法第四十二条第三項の作業従事役員等は、労働者と同一の場所において前項の業務に就くときは、同項に規定する教育を受けなければならぬ。

3 前二項の特別の教育は、次の科目について行うものとする。

一 一六 (略)

4 安衛則第三十七条及び第三十八条並びに前三項に定めるもののほか、第一項及び第二項の特別の教育の実施について必要な事項は、厚生労働大臣が定める。

(定期自主検査)

第九十四条 (略)

2・3 (略)

4 前三項の規定は、法第四十五条第二項の規定による自主検査に

(定期自主検査)

第八十八条 (略)

2・3 (略)

(新設)

(補修等)

第八十九条 (略)

(新設)

(特別の教育)

第九十二条 (略)

(新設)

2 前項の特別の教育は、次の科目について行なうものとする。

一 一六 (略)

3 安衛則第三十七条及び第三十八条並びに前二項に定めるもののほか、第一項の特別の教育の実施について必要な事項は、厚生労働大臣が定める。

(定期自主検査)

第九十四条 (略)

2・3 (略)

(新設)

ついて準用する。この場合において、これらの規定中「事業者」とあるのは「個人事業者」と読み替えるものとする。

(補修等)

第九十五条 (略)

2 個人事業者は、前条第四項において準用する同条第一項又は第二項の自主検査を行った場合において、異常を認めるときは、補修その他の必要な措置を講ずるものとする。

(補修等)

第九十五条

(新設)

(略)

(クレーン等安全規則の一部改正)

第四条 クレーン等安全規則(昭和四十七年労働省令第三十四号)の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>(特別の教育) 第二十一条 (略)</p> <p>2   法第四十二条第三項の作業従事役員等(以下「作業従事役員等」という。)は、労働者と同じの場所において前項の業務に就くときは、同項に規定する教育を受けなければならない。</p> <p>3   前二項の特別の教育は、次の科目について行わなければならない。 い。 一、六 (略)</p> <p>4   労働安全衛生規則(昭和四十七年労働省令第三十二号。以下「安衛則」という。)第三十七条及び第三十八条並びに前三項に定めるもののほか、第一項及び第二項の特別の教育に関し必要な事項は、厚生労働大臣が定める。</p> <p>(定期自主検査) 第三十四条 (略)</p> <p>2、4 (略)</p> <p>5   第一項から前項までの規定は、法第四十五条第二項の規定による自主検査について準用する。この場合において、第一項から第三項までの規定中「事業者」とあるのは「個人事業者」と読み替えるものとする。</p> <p>第三十五条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3   前二項の規定は、法第四十五条第二項の規定による自主検査について準用する。この場合において、これらの規定中「事業者」とあるのは「個人事業者」と読み替えるものとする。</p>	<p>(特別の教育) 第二十一条 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>2   前項の特別の教育は、次の科目について行わなければならない。 一、六 (略)</p> <p>3   労働安全衛生規則(昭和四十七年労働省令第三十二号。以下「安衛則」という。)第三十七条及び第三十八条並びに前二項に定めるもののほか、第一項の特別の教育に関し必要な事項は、厚生労働大臣が定める。</p> <p>(定期自主検査) 第三十四条 (略)</p> <p>2、4 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>第三十五条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p>

(自主検査等の記録)

第三十八条 事業者は、第三十四条第一項及び第二項並びに第三十五条第一項及び第二項の自主検査並びに前条の点検の結果を記録し、これを三年間保存しなければならない。

2| 前項の規定は、法第四十五条第二項の規定による自主検査について準用する。この場合において、前項中「事業者」とあるのは「個人事業者」と、「第三十四条第一項及び第二項並びに第三十五条第一項及び第二項の自主検査並びに前条の点検」とあるのは「第三十四条第五項において準用する同条第一項及び第二項並びに第三十五条第三項において準用する同条第一項及び第二項の自主検査」と読み替えるものとする。

(補修)

第三十九条 事業者は、第三十四条第一項若しくは第二項若しくは第三十五条第一項若しくは第二項の自主検査又は第三十六条若しくは第三十七条の点検を行った場合において、異常を認めるときは、直ちに補修しなければならない。

2| 個人事業者は、第三十四条第五項において準用する同条第一項若しくは第二項又は第三十五条第三項において準用する同条第一項若しくは第二項の自主検査を行った場合において、異常を認めるときは、直ちに補修するものとする。

(特別の教育)

第六十七条 (略)

2| 作業従事役員等は、労働者と同一の場所において前項の業務に就くときは、同項に規定する教育を受けなければならない。

3| 前二項の特別の教育は、次の科目について行わなければならない。  
い。

一、六 (略)

4| 安衛則第三十七条及び第三十八条並びに前三項に定めるもののほか、第一項及び第二項の特別の教育に関し必要な事項は、厚生

(自主検査等の記録)

第三十八条 事業者は、この節に定める自主検査及び点検(第三十六条の点検を除く。)の結果を記録し、これを三年間保存しなければならない。

(新設)

(補修)

第三十九条 事業者は、この節に定める自主検査又は点検を行なった場合において、異常を認めるときは、直ちに補修しなければならない。

(新設)

(特別の教育)

第六十七条 (略)

(新設)

2| 前項の特別の教育は、次の科目について行わなければならない。

一、六 (略)

3| 安衛則第三十七条及び第三十八条並びに前二項に定めるもののほか、第一項の特別の教育に関し必要な事項は、厚生労働大臣が

労働大臣が定める。

(定期自主検査)

第七十六条 (略)

2 5 4 (略)

5 第一項から前項までの規定は、法第四十五条第二項の規定による自主検査について準用する。この場合において、第一項から第三項までの規定中「事業者」とあるのは「個人事業者」と読み替えるものとする。

第七十七条 (略)

2 (略)

3 前二項の規定は、法第四十五条第二項の規定による自主検査について準用する。この場合において、これらの規定中「事業者」とあるのは「個人事業者」と読み替えるものとする。

(自主検査の記録)

第七十九条 事業者は、第七十六条第一項及び第二項並びに第七十七条第一項及び第二項の自主検査の結果を記録し、これを三年間保存しなければならない。

2 前項の規定は、法第四十五条第二項の規定による自主検査について準用する。この場合において、前項中「事業者」とあるのは「個人事業者」と、「第七十六条第一項及び第二項並びに第七十七条第一項及び第二項」とあるのは「第七十六条第五項において準用する同条第一項及び第二項並びに第七十七条第三項において準用する同条第一項及び第二項」と読み替えるものとする。

(補修)

第八十条 事業者は、第七十六条第一項若しくは第二項若しくは第七十七条第一項若しくは第二項の自主検査又は第七十八条の点検を行った場合において、異常を認めるときは、直ちに補修しな

定める。

(定期自主検査)

第七十六条 (略)

2 5 4 (略)

(新設)

第七十七条 (略)

2 (略)

(新設)

(自主検査の記録)

第七十九条 事業者は、この節に定める自主検査の結果を記録し、これを三年間保存しなければならない。

(新設)

(補修)

第八十条 事業者は、この節に定める自主検査又は点検を行なった場合において、異常を認めるときは、直ちに補修しなければならない。

<p>2   個人事業者は、第七十六条第五項において準用する同条第一項若しくは第二項又は第七十七条第三項において準用する同条第一項若しくは第二項の自主検査を行った場合において、異常を認めるときは、直ちに補修するものとする。</p>	<p>(新設)</p>
<p>(特別の教育) 第七十七条 (略)</p>	<p>(特別の教育) 第七十七条 (略) (新設)</p>
<p>2   作業従事役員等は、労働者と同一の場所において前項の業務に就くときは、同項に規定する教育を受けなければならない。</p>	<p>2   前項の特別の教育は、次の科目について行わなければならない。</p>
<p>3   前二項の特別の教育は、次の科目について行わなければならない。 一 〇六 (略)</p>	<p>一 〇六 (略)</p>
<p>4   安衛則第三十七条及び第三十八条並びに前三項に定めるもののほか、第一項及び第二項の特別の教育に関し必要な事項は、厚生労働大臣が定める。</p>	<p>3   安衛則第三十七条及び第三十八条並びに前二項に定めるもののほか、第一項の特別の教育に関し必要な事項は、厚生労働大臣が定める。</p>
<p>(定期自主検査) 第十九条 (略)</p>	<p>(定期自主検査) 第十九条 (略)</p>
<p>2 〇四 (略)</p>	<p>2 〇四 (略) (新設)</p>
<p>5   第一項から前項までの規定は、法第四十五条第二項の規定による自主検査について準用する。この場合において、第一項から第三項までの規定中「事業者」とあるのは「個人事業者」と読み替えるものとする。</p>	<p>第二百二十条 (略)</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略) (新設)</p>
<p>3   前二項の規定は、法第四十五条第二項の規定による自主検査について準用する。この場合において、これらの規定中「事業者」とあるのは「個人事業者」と読み替えるものとする。</p>	<p>2 (略) (新設)</p>

<p>(自主検査等の記録)</p> <p>第二百二十三条 事業者は、<u>第百十九条第一項及び第二項並びに第百二十条第一項及び第二項の自主検査並びに前条の点検の結果を記録し、これを三年間保存しなければならない。</u></p>	<p>(自主検査等の記録)</p> <p>第二百二十三条 事業者は、<u>この節に定める自主検査及び点検（第百二十一条の点検を除く。）の結果を記録し、これを三年間保存しなければならない。</u></p>
<p>2   前項の規定は、<u>法第四十五条第二項の規定による自主検査について準用する。この場合において、前項中「事業者」とあるのは「個人事業者」と、第百十九条第一項及び第二項並びに第百二十条第一項及び第二項の自主検査並びに前条の点検」とあるのは「第百十九条第五項において準用する同条第一項及び第二項並びに第百二十条第三項において準用する同条第一項及び第二項の自主検査」と読み替えるものとする。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>(補修)</p> <p>第二百二十四条 事業者は、<u>第百十九条第一項若しくは第二項若しくは第百二十条第一項若しくは第二項の自主検査又は第百二十一条若しくは第百二十二条の点検を行った場合において、異常を認めるときは、直ちに補修しなければならない。</u></p> <p>2   <u>個人事業者は、第百十九条第五項において準用する同条第一項若しくは第二項又は第百二十条第三項において準用する同条第一項若しくは第二項の自主検査を行った場合において、異常を認めるときは、直ちに補修するものとする。</u></p>	<p>(補修)</p> <p>第二百二十四条 事業者は、<u>この節に定める自主検査又は点検を行なった場合において、異常を認めるときは、直ちに補修しなければならない。</u></p> <p>(新設)</p>
<p>(定期自主検査)</p> <p>第二百五十四条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3   前二項の規定は、<u>法第四十五条第二項の規定による自主検査について準用する。この場合において、これらの規定中「事業者」とあるのは「個人事業者」と読み替えるものとする。</u></p>	<p>(定期自主検査)</p> <p>第二百五十四条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p>
<p>2 第二百五十五条 (略)</p>	<p>2 第二百五十五条 (略)</p>

3 前二項の規定は、法第四十五条第二項の規定による自主検査について準用する。この場合において、これらの規定中「事業者」とあるのは「個人事業者」と読み替えるものとする。

(新設)

(自主検査等の記録)

第二百五十七条 事業者は、第二百五十四条第一項及び第二項並びに第二百五十五条第一項及び第二項の自主検査並びに前条の点検の結果を記録し、これを三年間保存しなければならない。

(自主検査等の記録)

第二百五十七条 事業者は、この節に定める自主検査及び点検の結果を記録し、これを三年間保存しなければならない。

(新設)

2 前項の規定は、法第四十五条第二項の規定による自主検査について準用する。この場合において、前項中「事業者」とあるのは「個人事業者」と、「第二百五十四条第一項及び第二項並びに第二百五十五条第一項及び第二項の自主検査並びに前条の点検」とあるのは「第二百五十四条第三項において準用する同条第一項及び第二項並びに第二百五十五条第三項において準用する同条第一項及び第二項の自主検査」と読み替えるものとする。

(補修)

第五十八条 事業者は、第二百五十四条第一項若しくは第二項若しくは第二百五十五条第一項若しくは第二項の自主検査又は第五十六条の点検を行った場合において、異常を認めたとときは、直ちに補修しなければならない。

(補修)

第五十八条 事業者は、この節に定める自主検査又は点検を行なった場合において、異常を認めたとときは、直ちに補修しなければならない。

(新設)

2 個人事業者は、第二百五十四条第三項において準用する同条第一項若しくは第二項又は第二百五十五条第三項において準用する同条第一項若しくは第二項の自主検査を行った場合において、異常を認めたとときは、直ちに補修するものとする。

(特別の教育)

第八十三条 (略)

2 作業従事役員等は、労働者と同一の場所において前項の業務に就くときは、同項に規定する教育を受けなければならない。

(特別の教育)

第八十三条 (略)

3 前二項の特別の教育は、次の科目について行わなければならない

2 前項の特別の教育は、次の科目について行わなければならない

い。  
一〇五 (略)

4| 安衛則第三十七条及び第三十八条並びに前二項に定めるもののほか、第一項及び第二項の特別の教育に関し必要な事項は、厚生労働大臣が定める。

(定期自主検査)

第九十二条 (略)

2 (略)

3| 前二項の規定は、法第四十五条第二項の規定による自主検査について準用する。この場合において、これらの規定中「事業者」とあるのは「個人事業者」と読み替えるものとする。

(自主検査等の記録)

第九十五条 事業者は、第九十二条第一項及び第二項の自主検査並びに前条の点検の結果を記録し、これを三年間保存しなければならない。

2| 前項の規定は、法第四十五条第二項の規定による自主検査について準用する。この場合において、前項中「事業者」とあるのは「個人事業者」と、「第九十二条第一項及び第二項の自主検査並びに前条の点検」とあるのは「第九十二条第三項において準用する同条第一項及び第二項の自主検査」と読み替えるものとする。

(補修)

第九十六条 事業者は、第九十二条第一項若しくは第二項の自主検査又は第九十三条若しくは第九十四条の点検を行った場合において、異常を認めるときは、直ちに補修しなければならない。

2| 個人事業者は、第九十二条第三項において準用する同条第一項又は第二項の自主検査を行った場合において、異常を認めたと

い。  
一〇五 (略)

3| 安衛則第三十七条及び第三十八条並びに前二項に定めるもののほか、第一項の特別の教育に関し必要な事項は、厚生労働大臣が定める。

(定期自主検査)

第九十二条 (略)

2 (略)

(新設)

(自主検査等の記録)

第九十五条 事業者は、この節に定める自主検査及び点検(第九十三条の点検を除く。)の結果を記録し、これを三年間保存しなければならない。

(新設)

(補修)

第九十六条 事業者は、この節に定める自主検査又は点検を行なった場合において、異常を認めるときは、直ちに補修しなければならない。

(新設)

きは、直ちに補修するものとする。

(定期自主検査)

第二百八条 (略)

2 2 4 (略)

5 第一項から前項までの規定は、法第四十五条第二項の規定による自主検査について準用する。この場合において、第一項から第三項までの規定中「事業者」とあるのは「個人事業者」と読み替えるものとする。

第二百九条 (略)

2 (略)

3 前二項の規定は、法第四十五条第二項の規定による自主検査について準用する。この場合において、これらの規定中「事業者」とあるのは「個人事業者」と読み替えるものとする。

(自主検査の記録)

第二百十一条 事業者は、第二百八条第一項及び第二項並びに第二百九条第一項及び第二項の自主検査の結果を記録し、これを三年間保存しなければならない。

2 前項の規定は、法第四十五条第二項の規定による自主検査について準用する。この場合において、前項中「事業者」とあるのは「個人事業者」と、「第二百八条第一項及び第二項並びに第二百九条第一項及び第二項」とあるのは「第二百八条第五項において準用する同条第一項及び第二項並びに第二百九条第三項において準用する同条第一項及び第二項」と読み替えるものとする。

(補修)

第二百十二条 事業者は、第二百八条第一項若しくは第二項若しくは第二百九条第一項若しくは第二項の自主検査又は第二百十条の点検を行った場合において、異常を認めたときは、直ちに補修し

(定期自主検査)

第二百八条 (略)

2 2 4 (略)

(新設)

第二百九条 (略)

2 (略)

(新設)

(自主検査の記録)

第二百十一条 事業者は、この節に定める自主検査の結果を記録し、これを三年間保存しなければならない。

(新設)

(補修)

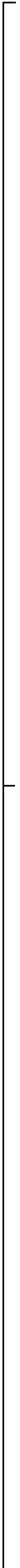
第二百十二条 事業者は、この節に定める自主検査又は点検を行なった場合において、異常を認めたときは、直ちに補修しなければならない。

<p>なければならぬ。</p> <p>2  個人事業者は、第二百八条第五項において準用する同条第一項若しくは第二項又は第二百九条第三項において準用する同条第一項若しくは第二項の自主検査を行った場合において、異常を認めるときは、直ちに補修するものとする。</p>	<p>なければならぬ。</p> <p>2  (特別の教育) 第二百二十二条 (略)</p> <p>2  作業従事役員等は、労働者と同一の場所において前項の業務に就くときは、同項に規定する教育を受けなければならない。</p> <p>3  前二項の特別の教育は、次の科目について行わなければならない。 い。 一、六 (略)</p> <p>4  安衛則第三十七条及び第三十八条並びに前三項に定めるもののほか、第一項及び第二項の特別の教育に関し必要な事項は、厚生労働大臣が定める。</p>
<p>(新設)</p> <p>(特別の教育) 第二百二十二条 (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>2  前項の特別の教育は、次の科目について行なわなければならない。 い。 一、六 (略)</p> <p>3  安衛則第三十七条及び第三十八条並びに前二項に定めるもののほか、第一項の特別の教育に関し必要な事項は、厚生労働大臣が定める。</p>

(ゴンドラ安全規則の一部改正)

第五条 ゴンドラ安全規則(昭和四十七年労働省令第三十五号)の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>(特別の教育) 第十二条 (略)</p> <p>2  法第四十二条第三項の作業従事役員等は、労働者と同一の場所において前項の業務に就くときは、同項に規定する教育を受けなければならない。</p> <p>3  前二項の特別の教育は、次の科目について行わなければならない。 い。 一〜五 (略)</p> <p>4  労働安全衛生規則(昭和四十七年労働省令第三十二号。第十七条第一項において「安衛則」という。)第三十七条及び第三十八条並びに前三項に定めるもののほか、第一項及び第二項の特別の教育に關し必要な事項は、厚生労働大臣が定める。</p> <p>(定期自主検査) 第二十一条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4  前三項の規定は、法第四十五条第二項の規定による自主検査について準用する。この場合において、これらの規定中「事業者」とあるのは「個人事業者」と読み替えるものとする。</p> <p>(補修) 第二十三条 事業者は、第二十一条第一項若しくは第二項の自主検査又は前条の点検を行った場合において、異常を認めたとときは、直ちに、補修しなければならない。</p> <p>2  個人事業者は、第二十一条第四項において準用する同条第一項又は第二項の自主検査を行った場合において、異常を認めたとときは、直ちに、補修するものとする。</p>	<p>(特別の教育) 第十二条 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>2  前項の特別の教育は、次の科目について行なわなければならない。 い。 一〜五 (略)</p> <p>3  労働安全衛生規則(昭和四十七年労働省令第三十二号。第十七条第一項において「安衛則」という。)第三十七条及び第三十八条並びに前二項に定めるもののほか、第一項の特別の教育に關し必要な事項は、厚生労働大臣が定める。</p> <p>(定期自主検査) 第二十一条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(補修) 第二十三条 事業者は、前二条の自主検査又は点検を行なった場合において、異常を認めたとときは、直ちに、補修しなければならない。</p> <p>(新設)</p>



(有機溶剤中毒予防規則の一部改正)

第六条 有機溶剤中毒予防規則(昭和四十七年労働省令第三十六号)の一部を次の表のように改正する。



(記録)

第二十一条 事業者は、第二十条第二項若しくは第三項又は前条第二項若しくは第三項の自主検査を行ったときは、次の事項を記録して、これを三年間保存しなければならない。

一 六 (略)

2 前項の規定は、法第四十五条第二項の規定による自主検査について準用する。この場合において、前項中「事業者」とあるのは「個人事業者」と、「第二十条第二項若しくは第三項又は前条第二項若しくは第三項」とあるのは「第二十条第四項において準用する同条第二項若しくは第三項又は前条第四項において準用する同条第二項若しくは第三項」と読み替えるものとする。

(補修)

第二十三条 事業者は、第二十条第二項若しくは第三項若しくは第二十条の二第二項若しくは第三項の自主検査又は前条の点検を行った場合において、異常を認めるときは、直ちに補修しなければならない。

2 個人事業者は、第二十条第四項において準用する同条第二項若しくは第三項又は第二十条の二第四項において準用する同条第二項若しくは第三項の自主検査を行った場合において、異常を認めるときは、直ちに補修するものとする。

(記録)

第二十一条 事業者は、前二条の自主検査を行なったときは、次の事項を記録して、これを三年間保存しなければならない。

一 六 (略)

(新設)

(補修)

第二十三条 事業者は、第二十条第二項及び第三項(第二十条の二第二項において準用する場合を含む。)の自主検査又は前条の点検を行なった場合において、異常を認めるときは、直ちに補修しなければならない。

(新設)

(鉛中毒予防規則の一部改正)

第七条 鉛中毒予防規則(昭和四十七年労働省令第三十七号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(局所排気装置等の定期自主検査) 第三十五条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前二項の規定は、法第四十五条第二項の規定による自主検査について準用する。この場合において、これらの規定中「事業者」とあるのは「個人事業者」と読み替えるものとする。</p> <p>(記録) 第三十六条 (略)</p> <p>2 前項の規定は、法第四十五条第二項の規定による自主検査について準用する。この場合において、前項中「事業者」とあるのは「個人事業者」と、「前条第二項又は第三項」とあるのは「前条第四項において準用する同条第二項又は第三項」と読み替えるものとする。</p> <p>(補修) 第三十八条 (略)</p> <p>2 個人事業者は、第三十五条第四項において準用する同条第二項又は第三項の自主検査を行った場合において、異常を認めるときは、直ちに補修するものとする。</p>	<p>(局所排気装置等の定期自主検査) 第三十五条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(記録) 第三十六条 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(補修) 第三十八条 (略)</p> <p>(新設)</p>

(四アルキル鉛中毒予防規則の一部改正)

第八条 四アルキル鉛中毒予防規則(昭和四十七年労働省令第三十八号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(特別の教育) 第二十一条 (略)</p> <p>2  法第四十二条第三項の作業従事役員等は、労働者と同一の場所において前項の業務に就くときは、同項各号の科目について、同項に規定する教育を受けなければならない。</p> <p>3  労働安全衛生規則(昭和四十七年労働省令第三十二号。以下「安衛則」という。)第三十七条及び第三十八条並びに前二項に定めるもののほか、前二項の特別の教育の実施について必要な事項は、厚生労働大臣が定める。</p>	<p>(特別の教育) 第二十一条 (略) (新設)</p> <p>2  労働安全衛生規則(昭和四十七年労働省令第三十二号。以下「安衛則」という。)第三十七条及び第三十八条並びに前項に定めるもののほか、同項の特別の教育の実施について必要な事項は、厚生労働大臣が定める。</p>

(特定化学物質障害予防規則の一部改正)

第九条 特定化学物質障害予防規則(昭和四十七年労働省令第三十九号)の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>(定期自主検査) 第三十条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前二項の規定は、法第四十五条第二項の規定による自主検査について準用する。この場合において、これらの規定中「事業者」とあるのは「個人事業者」と読み替えるものとする。</p> <p>第三十一条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前二項の規定は、法第四十五条第二項の規定による自主検査について準用する。この場合において、これらの規定中「事業者」とあるのは「個人事業者」と読み替えるものとする。</p> <p>(定期自主検査の記録)</p> <p>第三十二条 事業者は、第三十条第一項若しくは第二項又は前条第一項若しくは第二項の自主検査を行ったときは、次の事項を記録し、これを三年間保存しなければならない。</p> <p>一 一六 (略)</p> <p>2 前項の規定は、法第四十五条第二項の規定による自主検査について準用する。この場合において、前項中「事業者」とあるのは「個人事業者」と、「第三十条第一項若しくは第二項又は前条第一項若しくは第二項」とあるのは「第三十条第三項において準用する同条第一項若しくは第二項」と読み替えるものとする。</p> <p>(補修等)</p> <p>第三十五条 事業者は、第三十条第一項若しくは第二項若しくは第</p>	<p>(定期自主検査) 第三十条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>第三十一条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(定期自主検査の記録)</p> <p>第三十二条 事業者は、前二条の自主検査を行なったときは、次の事項を記録し、これを三年間保存しなければならない。</p> <p>一 一六 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(補修等)</p> <p>第三十五条 事業者は、第三十条若しくは第三十一条の自主検査又</p>

三十一条第一項若しくは第二項の自主検査又は第三十三条若しくは第三十四条の点検を行った場合において、異常を認めたとときは、直ちに補修その他の措置を講じなければならない。

2| 個人事業者は、第三十条第三項において準用する同条第一項若しくは第二項又は第三十一条第三項において準用する同条第一項若しくは第二項の自主検査を行った場合において、異常を認めたとときは、直ちに補修その他の措置を講ずるものとする。

は第三十三条若しくは第三十四条の点検を行った場合において、異常を認めたとときは、直ちに補修その他の措置を講じなければならない。

(新設)

(高気圧作業安全衛生規則の一部改正)

第十条 高気圧作業安全衛生規則(昭和四十七年労働省令第四十号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>（特別の教育） 第十一条（略）</p> <p>2  法第四十二条第三項の作業従事役員等は、労働者と同一の場所において前項各号の業務に就くときは、同項に規定する教育を受けなければならない。</p> <p>3  前二項の特別の教育は、次の表の上欄に掲げる業務に応じて、同表の下欄に掲げる事項について行わなければならない。</p> <p>（表略）</p> <p>4  （略）</p>	<p>（特別の教育） 第十一条（略） （新設）</p> <p>2  前項の特別の教育は、次の表の上欄に掲げる業務に応じて、同表の下欄に掲げる事項について行わなければならない。</p> <p>（表略）</p> <p>3  （略）</p>

(電離放射線障害防止規則の一部改正)

第十一条 電離放射線障害防止規則(昭和四十七年労働省令第四十一号)の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>(定期自主検査) 第十八条の五 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前二項の規定は、法第四十五条第二項の規定による自主検査について準用する。この場合において、これらの規定中「事業者」とあるのは「個人事業者」と読み替えるものとする。</p> <p>第十八条の六 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前二項の規定は、法第四十五条第二項の規定による自主検査について準用する。この場合において、これらの規定中「事業者」とあるのは「個人事業者」と読み替えるものとする。</p> <p>(記録) 第十八条の七 事業者は、第十八条の五第一項若しくは第二項又は前条第一項若しくは第二項の自主検査を行ったときは、次の事項を記録し、これを三年間保存しなければならない。</p> <p>一 六 (略)</p> <p>2 前項の規定は、法第四十五条第二項の規定による自主検査について準用する。この場合において、前項中「事業者」とあるのは「個人事業者」と、「第十八条の五第一項若しくは第二項又は前条第一項若しくは第二項」とあるのは「第十八条の五第三項において準用する同条第一項若しくは第二項」と読み替えるものとする。</p> <p>(補修等) 第十八条の九 事業者は、第十八条の五第一項若しくは第二項若し</p>	<p>(定期自主検査) 第十八条の五 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>第十八条の六 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(記録) 第十八条の七 事業者は、前二条の自主検査を行ったときは、次の事項を記録し、これを三年間保存しなければならない。</p> <p>一 六 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(補修等) 第十八条の九 事業者は、第十八条の五若しくは第十八条の六の定</p>

<p>くは第十八条の六第一項若しくは第二項の定期自主検査又は前条の点検を行った場合において、異常を認めたときは、直ちに補修その他の措置を講じなければならない。</p> <p>2  個人事業者は、第十八条の五第三項において準用する同条第一項若しくは第二項又は第十八条の六第三項において準用する同条第一項若しくは第二項の自主検査を行った場合において、異常を認めたとときは、直ちに補修その他の措置を講ずるものとする。</p>	<p>期自主検査又は前条の点検を行った場合において、異常を認めたときは、直ちに補修その他の措置を講じなければならない。</p> <p>(新設)</p>
<p>(エックス線装置等を取り扱う業務に係る特別の教育)</p> <p>第五十二条の五 (略)</p> <p>2  法第四十二条第三項の作業従事役員等(以下「作業従事役員等」という。)は、労働者と同一の場所において前項の業務に就くときは、同項各号の科目について、同項に規定する教育を受けなければならない。</p>	<p>(エックス線装置等を取り扱う業務に係る特別の教育)</p> <p>第五十二条の五 (略)</p> <p>(新設)</p>
<p>3  安衛則第三十七条及び第三十八条並びに前二項に定めるもののほか、前二項の特別の教育の実施について必要な事項は、厚生労働大臣が定める。</p> <p>(加工施設等において核燃料物質等を取り扱う業務に係る特別の教育)</p> <p>第五十二条の六 (略)</p> <p>2  作業従事役員等は、労働者と同一の場所において前項の業務に就くときは、同項各号の科目について、同項に規定する教育を受けなければならない。</p>	<p>2  安衛則第三十七条及び第三十八条並びに前項に定めるほか、同項の特別の教育の実施について必要な事項は、厚生労働大臣が定める。</p> <p>(加工施設等において核燃料物質等を取り扱う業務に係る特別の教育)</p> <p>第五十二条の六 (略)</p> <p>(新設)</p>
<p>3  安衛則第三十七条及び第三十八条並びに前二項に定めるもののほか、前二項の特別の教育の実施について必要な事項は、厚生労働大臣が定める。</p> <p>(原子炉施設において核燃料物質等を取り扱う業務に係る特別の教育)</p> <p>第五十二条の七 (略)</p>	<p>2  安衛則第三十七条及び第三十八条並びに前項に定めるほか、同項の特別の教育の実施について必要な事項は、厚生労働大臣が定める。</p> <p>(原子炉施設において核燃料物質等を取り扱う業務に係る特別の教育)</p> <p>第五十二条の七 (略)</p>

<p>2  作業従事役員等は、労働者と同一の場所において前項の業務に就くときは、同項各号の科目について、同項に規定する教育を受けなければならない。</p> <p>3  安衛則第三十七条及び第三十八条並びに前二項に定めるもののほか、前二項の特別の教育の実施について必要な事項は、厚生労働大臣が定める。</p>	<p>(新設)</p> <p>2  安衛則第三十七条及び第三十八条並びに前項に定めるほか、同項の特別の教育の実施について必要な事項は、厚生労働大臣が定める。</p>
<p>(事故由来廃棄物等の処分の業務に係る特別の教育)</p> <p>第五十二条の八 (略)</p> <p>2  作業従事役員等は、労働者と同一の場所において前項の業務に就くときは、同項各号の科目について、同項に規定する教育を受けなければならない。</p> <p>3  安衛則第三十七条及び第三十八条並びに前二項に定めるもののほか、前二項の特別の教育の実施について必要な事項は、厚生労働大臣が定める。</p>	<p>(事故由来廃棄物等の処分の業務に係る特別の教育)</p> <p>第五十二条の八 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>2  安衛則第三十七条及び第三十八条並びに前項に定めるほか、同項の特別の教育の実施について必要な事項は、厚生労働大臣が定める。</p>
<p>(特例緊急作業に係る特別の教育)</p> <p>第五十二条の九 (略)</p> <p>2  作業従事役員等は、労働者と同一の場所において前項の業務に就くときは、同項各号の科目について、同項に規定する教育を受けなければならない。</p> <p>3  安衛則第三十七条及び第三十八条並びに前二項に定めるもののほか、前二項の特別の教育の実施について必要な事項は、厚生労働大臣が定める。</p>	<p>(特例緊急作業に係る特別の教育)</p> <p>第五十二条の九 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>2  安衛則第三十七条及び第三十八条並びに前項に定めるほか、同項の特別の教育の実施について必要な事項は、厚生労働大臣が定める。</p>

(酸素欠乏症等防止規則の一部改正)

第十二条 酸素欠乏症等防止規則(昭和四十七年労働省令第四十二号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(特別の教育) 第十二条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法第四十二条第三項の作業従事役員等は、労働者と同一の場所において前二項の業務に就くときは、第一項各号(前項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の科目について、第一項に規定する教育を受けなければならない。</p> <p>4 安衛則第三十七条及び第三十八条並びに前三項に定めるもののほか、前三項の特別の教育の実施について必要な事項は、厚生労働大臣が定める。</p>	<p>(特別の教育) 第十二条 (略)</p> <p>2 (略) (新設)</p> <p>3 安衛則第三十七条及び第三十八条並びに前二項に定めるもののほか、前二項の特別の教育の実施について必要な事項は、厚生労働大臣が定める。</p>

(労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令の一部改正)

第十三条 労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和四十七年労働省令第四十四号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(実施義務) 第一条の十五 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 指定外国検査機関は、法第三十七条第二項の厚生労働大臣の定める基準又は法第四十二条第一項の厚生労働大臣が定める規格に従って証明書作成の実施方法を定め、これに従って公正に証明書作成の業務を行わなければならない。</p> <p>4・5 (略)</p>	<p>(実施義務) 第一条の十五 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 指定外国検査機関は、法第三十七条第二項の厚生労働大臣の定める基準又は法第四十二条の厚生労働大臣が定める規格に従って証明書作成の実施方法を定め、これに従って公正に証明書作成の業務を行わなければならない。</p> <p>4・5 (略)</p>

(機械等検定規則の一部改正)

第十四条 機械等検定規則(昭和四十七年労働省令第四十五号)の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>(個別検定の申請等)</p> <p>第一条 (略)</p> <p>2 個別検定を受けようとする者のうち、当該個別検定を受けようとする機械等を輸入し、又は外国において製造したものは、前項の申請書に当該機械等が法第四十二条第一項の厚生労働大臣が定める規格に適合していることを厚生労働大臣が指定する者(外国に住所を有するものに限る。)が明らかにする書面を添付することができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>(個別検定の基準)</p> <p>第三条 法第四十四条第三項の厚生労働省令で定める基準は、法第四十二条第一項の厚生労働大臣が定める規格とする。</p> <p>第六条 (略)</p> <p>2 新規検定を受けようとする者のうち、当該型式の機械等を輸入し、又は外国において製造したものは、前項の申請書に当該機械等の構造が法第四十二条第一項の厚生労働大臣が定める規格に適合していることを厚生労働大臣が指定する者(外国に住所を有するものに限る。)が明らかにする書面を添付することができる。この場合において当該書面が添付されたときは、前項の規定にかかわらず同項第四号の書面の提出を省略することができる。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(型式検定の基準)</p> <p>第八条 法第四十四条の二第三項の厚生労働省令で定める基準は、</p>	<p>(個別検定の申請等)</p> <p>第一条 (略)</p> <p>2 個別検定を受けようとする者のうち、当該個別検定を受けようとする機械等を輸入し、又は外国において製造したものは、前項の申請書に当該機械等が法第四十二条の厚生労働大臣が定める規格に適合していることを厚生労働大臣が指定する者(外国に住所を有するものに限る。)が明らかにする書面を添付することができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>(個別検定の基準)</p> <p>第三条 法第四十四条第三項の厚生労働省令で定める基準は、法第四十二条の厚生労働大臣が定める規格とする。</p> <p>第六条 (略)</p> <p>2 新規検定を受けようとする者のうち、当該型式の機械等を輸入し、又は外国において製造したものは、前項の申請書に当該機械等の構造が法第四十二条の厚生労働大臣が定める規格に適合していることを厚生労働大臣が指定する者(外国に住所を有するものに限る。)が明らかにする書面を添付することができる。この場合において当該書面が添付されたときは、前項の規定にかかわらず同項第四号の書面の提出を省略することができる。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(型式検定の基準)</p> <p>第八条 法第四十四条の二第三項の厚生労働省令で定める基準は、</p>

<p>2 4</p>	<p>次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>一 型式検定を受けようとする型式の機械等の構造が、法第四十 二条第一項の厚生労働大臣の定める規格に適合すること。</p> <p>二 型式検定を受けようとする者が、次に掲げる設備等を有する こと。</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 型式検定を受けようとする型式の機械等が、法第四十二条 第一項の厚生労働大臣が定める規格を具備しているかどうか を調査することができる検査組織</p> <p>ニ (略)</p> <p>(略)</p>
<p>2 4</p>	<p>次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>一 型式検定を受けようとする型式の機械等の構造が、法第四十 二条の厚生労働大臣の定める規格に適合すること。</p> <p>二 型式検定を受けようとする者が、次に掲げる設備等を有する こと。</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 型式検定を受けようとする型式の機械等が、法第四十二条 の厚生労働大臣が定める規格を具備しているかどうかを調査 することができる検査組織</p> <p>ニ (略)</p> <p>(略)</p>

(沖縄県の区域における労働安全衛生法及びこれに基づく命令の適用の特別措置等に関する省令の一部改正)

第十五条 沖縄県の区域における労働安全衛生法及びこれに基づく命令の適用の特別措置等に関する省令(昭和四十七年労働省令第四十七号)の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>(構造規格に係る経過措置) 第四条 (略)</p> <p>2 昭和四十七年九月三十日までに沖縄県の区域において製造された研削盤(機械研削を行う研削盤の本体に限る。)及び動力により駆動されるプレス機械については、法第四十二条の規定は、適用しない。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 特別措置法の施行の際沖縄県の区域内に存していた法別表第二第六号の防爆構造電気機械器具で沖縄安衛則第二百二十条の規格に適合するものは、法第四十二条の規定の適用については、当分の間、同条第一項の厚生労働大臣が定める規格(防爆構造電気機械器具の構造に係る部分に限る。)を具備しているものとみなす。</p> <p>5 (略)</p> <p>6 特別措置法の施行の際沖縄県の区域において製造していた小型ボイラー(法別表第二第三号の小型ボイラーに限る。以下この項において同じ。)、小型压力容器(同表第四号の小型压力容器に限る。以下この項において同じ。)及び第二種压力容器(同表第二号の第二種压力容器に限る。以下この項において同じ。)並びに特別措置法の施行の際沖縄県の区域内に存していた小型ボイラー、小型压力容器及び第二種压力容器で、改正前の特別措置省令第三十四条の規定によりなお従前の例によることとされた構造規格に適合しているものは、法第四十二条の規定の適用については、同条第一項の厚生労働大臣が定める規格(これらの機械の構造に係る部分に限る。)に適合しているものとみなす。</p> <p>7 特別措置法の施行の際沖縄県の区域内に設置されていた沖縄の</p>	<p>(構造規格に係る経過措置) 第四条 (略)</p> <p>2 昭和四十七年九月三十日までに沖縄県の区域において製造された研削盤(機械研削を行う研削盤の本体に限る。)及び動力により駆動されるプレス機械については、法第四十二条及び安衛則第二十七条の規定は、適用しない。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 特別措置法の施行の際沖縄県の区域内に存していた法別表第二第六号の防爆構造電気機械器具で沖縄安衛則第二百二十条の規格に適合するものは、法第四十二条及び安衛則第二十七条の規定の適用については、当分の間、法第四十二条の厚生労働大臣が定める規格(防爆構造電気機械器具の構造に係る部分に限る。)を具備しているものとみなす。</p> <p>5 (略)</p> <p>6 特別措置法の施行の際沖縄県の区域において製造していた小型ボイラー(法別表第二第三号の小型ボイラーに限る。以下この項において同じ。)、小型压力容器(同表第四号の小型压力容器に限る。以下この項において同じ。)及び第二種压力容器(同表第二号の第二種压力容器に限る。以下この項において同じ。)並びに特別措置法の施行の際沖縄県の区域内に存していた小型ボイラー、小型压力容器及び第二種压力容器で、改正前の特別措置省令第三十四条の規定によりなお従前の例によることとされた構造規格に適合しているものは、法第四十二条及び安衛則第二十七条の規定の適用については、法第四十二条の厚生労働大臣が定める規格(これらの機械の構造に係る部分に限る。)に適合しているものとみなす。</p> <p>7 特別措置法の施行の際沖縄県の区域内に設置されていた沖縄の</p>

クレーン等安全規則（千九百六十八年規則第二百三十二号。以下「沖繩クレーン則」という。）第一条第六号に規定する簡易リフトのうち、令第十二条第一項第六号のエレベーター（荷のみを運搬することを目的とするエレベーターで、搬器の床面積が一平方メートルを超え、及びその天井の高さが一・二メートルを超えるもの（令第一条第十号の建設用リフトを除く。）に限る。）に該当するもので改正前の特別措置省令第四十三条第三項の規定によりなお従前の例によることとされた構造規格に適合しているものは、法第四十二条の規定の適用については、同条第一項の厚生労働大臣が定める規格（エレベーターの構造に係る部分に限る。）を具備しているものとみなす。

8 特別措置法の施行の際沖縄県の区域において製造していたクレーン（令第十三条第三項第十四号のクレーンに限る。以下この項において同じ。）、移動式クレーン（同条第三項第十五号の移動式クレーンに限る。以下この項において同じ。）、デリック（同条第三項第十六号のデリックに限る。以下この項において同じ。）、エレベーター（同条第三項第十七号のエレベーターに限る。以下この項において同じ。）、建設用リフト（同条第三項第十八号の建設用リフトに限る。以下この項において同じ。）及び簡易リフト（同条第三項第十九号の簡易リフトに限る。以下この項において同じ。）並びに特別措置法の施行の際沖縄県の区域内に存していたクレーン、移動式クレーン、デリック、エレベーター、建設用リフト及び簡易リフトで改正前の特別措置省令第四十四条の規定によりなお従前の例によることとされた構造規格に適合しているものは、法第四十二条の規定の適用については、同条第一項の厚生労働大臣が定める規格（これらの機械の構造に係る部分に限る。）を具備しているものとみなす。

クレーン等安全規則（千九百六十八年規則第二百三十二号。以下「沖繩クレーン則」という。）第一条第六号に規定する簡易リフトのうち、令第十二条第一項第六号のエレベーター（荷のみを運搬することを目的とするエレベーターで、搬器の床面積が一平方メートルを超え、及びその天井の高さが一・二メートルを超えるもの（令第一条第十号の建設用リフトを除く。）に限る。）に該当するもので改正前の特別措置省令第四十三条第三項の規定によりなお従前の例によることとされた構造規格に適合しているものは、法第四十二条及び安衛則第二十七条の規定の適用については、法第四十二条の厚生労働大臣が定める規格（エレベーターの構造に係る部分に限る。）を具備しているものとみなす。

8 特別措置法の施行の際沖縄県の区域において製造していたクレーン（令第十三条第三項第十四号のクレーンに限る。以下この項において同じ。）、移動式クレーン（同条第三項第十五号の移動式クレーンに限る。以下この項において同じ。）、デリック（同条第三項第十六号のデリックに限る。以下この項において同じ。）、エレベーター（同条第三項第十七号のエレベーターに限る。以下この項において同じ。）、建設用リフト（同条第三項第十八号の建設用リフトに限る。以下この項において同じ。）及び簡易リフト（同条第三項第十九号の簡易リフトに限る。以下この項において同じ。）並びに特別措置法の施行の際沖縄県の区域内に存していたクレーン、移動式クレーン、デリック、エレベーター、建設用リフト及び簡易リフトで改正前の特別措置省令第四十四条の規定によりなお従前の例によることとされた構造規格に適合しているものは、法第四十二条及び安衛則第二十七条の規定の適用については、法第四十二条の厚生労働大臣が定める規格（これらの機械の構造に係る部分に限る。）を具備しているものとみなす。

(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則の一部改正)

第十六条 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則(昭和六十一年労働省令第二十号)の一部を次のように改正する。

様式第三号（第二面）を次のように改める。



## II 労働者派遣計画

1 登録制度の実施	1 有	2 無
-----------	-----	-----

### 2 派遣労働者として雇用すること等が予定される1日当たり平均人数

	計	うち1年以上の雇用予定の者	うち1年未満の雇用予定の者	登録者
①派遣労働者総数計 (人)				
②無期雇用派遣労働者 (人)		—	—	—
③有期雇用派遣労働者 (人)				
④日雇派遣労働者 (人)				

### 3 労働者派遣の役務の提供を受ける者の確保の対象地域

--

### 4 指揮命令の系統

--

### 5 労働者派遣に関する事業所の平均的な料金及び派遣業務別の料金の額

		①平均的な1人1日(8時間)当たりの派遣料金	②平均的な1人1日(8時間)当たりの賃金	③その他	④労働保険料(事業主負担分)	⑤社会保険料(事業主負担分)
全派遣業務平均						
職業分類番号	派遣業務内容	—	—	—	—	—

### 6 労働安全衛生法第59条第1項から第3項までの規定に基づく安全衛生教育

教育内容及び当該内容に係る労働安全衛生法又は労働安全衛生規則の該当番号	教育の方法の別 1 座学 ・ 2 実技	教育の実施主体の別 1 事業主・ 2 派遣先・ 3 教育機関・ 4 その他	1人当たりの平均実施時間
①			
②			
③			
④			
⑤			

### 7 その他の教育訓練 (6及び様式第3号-2に係るものを除く)

訓練の内容	訓練の方法の別 1 OJT ・ 2 OFF-JT	訓練の実施主体の別 1 事業主・ 2 派遣先・ 3 訓練機関・ 4 その他	訓練費負担の別 1 無償(実費負担なし)・ 2 無償(実費負担あり)・ 3 有償	賃金支給の別 1 有給(無給部分なし)・ 2 有給(無給部分あり)・ 3 無給	1人当たりの平均実施時間
②					
③					

### 8 6及び7の教育訓練に用いる施設、設備等の概要、教育の実施責任者の役職・氏名

--

9 海外派遣の予定の有無	1 有	2 無
--------------	-----	-----

様式第三号（第四面）を次のように改める。



様式第3号(第4面)

- 4 2欄の①から④までについては、計画対象期間において労働者派遣法第5条第1項の許可を受けて行っている、又は行おうとする労働者派遣事業に係る派遣労働者として雇用していることが予定される1日当たり平均数を記載すること。  
この場合において、「1日当たりの平均数」とは1日当たりの派遣労働者の労働時間数の合計を当該事業所における通常の労働者(例えば、派遣労働者の雇用管理や派遣先との連絡調整等の業務を行う者がこれに該当する。)の1人1日当たりの労働時間数で除した数をいうこと。
- 5 2欄の①、③及び④の「登録者」については、計画対象期間において労働者派遣法第5条第1項の許可を受けて行っている、又は行おうとする労働者派遣事業に係る登録者(雇用されている者を含み、過去1年を超える期間にわたり雇用されたことのない者を除く。)であることが予定される者の1日当たりの平均数を合計欄に記載すること。
- 6 4欄は、労働者派遣事業関係業務に従事する者の指揮命令の系統及び派遣元責任者(派遣元責任者の職務代行者を含む。)の地位を記載すること。
- 7 5欄には、計画対象期間において派遣労働者を従事させようとする業務の平均及び主な業務別の派遣料金、賃金額及びその他事業者の負担する金額を記載すること。業務別の状況については、派遣労働者が従事する業務に該当する日本標準職業分類の分類番号(中分類とすること。)及び具体的な業務内容を記載すること。
- 8 5欄の①から⑤までには、計画対象期間における労働者派遣に関する平均的な1人1日(8時間として算定すること。以下この8において同じ。)当たりの労働者派遣に関する料金の額、平均的な1人1日当たりの派遣労働者の賃金の額及び当該労働者派遣に関して事業主が負担するその他の総額(1人1日当たりの額として算定した額)、このうち労働保険料及び社会保険料の事業主負担分の額(1人1日当たりの保険料の額として算定した額)をそれぞれ記載すること。
- 9 6欄には「労働安全衛生法第59条第1項から第3項までの規定に基づく安全衛生教育」について、7欄には一般教養的な訓練等の「その他の教育訓練」(6欄及びキャリアアップ措置に係るものを除く)について、それぞれ主な教育訓練計画を記載すること。
- 10 6欄及び7欄については教育訓練コース単位で記載すること。6欄については5コースを、7欄については3コースを本欄に記載すること。
- 11 6欄について、実施内容が労働安全衛生法第59条第1項の規定に該当する場合は、その内容に合致する労働安全衛生規則第35条第1項各号のうち該当号数に応じた1～8までの数字を、労働安全衛生法第59条第2項の規定に該当する場合は9を、同条第3項に該当する場合は10を、その教育の主な内容に応じて最大2つまで記載すること。
- 12 6欄の「教育の内容」及び7欄の「訓練の内容」については、「4S(整理・整頓・清掃・清潔)運動」、「KY(危険予知)活動」、「ヒヤリハット事例の報告」等具体的に記載すること。
- 13 7欄の訓練の方法のうち、「OJT」とは業務の遂行の過程内において行う教育訓練を、「OFF-JT」とはそれ以外の教育訓練をいうこと。
- 14 労働安全衛生法第59条第1項から第3項までの規定に基づく安全衛生教育については、事業主の義務として業務時間中に行うものであることから、「無償」かつ「有給」で行うべきものであることに留意すること。
- 15 7欄の「訓練費負担の別」について、「1 無償(実費負担なし)」はテキスト代等を含め訓練の全てを無償で実施すること、「2 無償(実費負担あり)」はテキスト代等の実費負担があるものの原則として無償で実施すること、「3 有償」はこれら以外をいうこと。
- 16 7欄の「賃金支給の別」について、「1 有給(無給部分なし)」は全ての訓練を受けることに対して給与を支払うこと、「2 有給(無給部分あり)」は自主的に実施する訓練については無給とする場合があるものの原則として訓練を受けることに対して給与を支払うこと、「3 無給」は訓練を受けることに対して給与を支払わないことをいうこと。
- 17 6欄及び7欄の「1人当たりの平均実施時間」については、対象労働者に対して実施予定の平均的な教育訓練時間を記載すること。
- 18 8欄の「教育の実施責任者」は、安全衛生教育の実施に関し責任を有する者の地位及び氏名を記載すること。
- 19 9欄は、海外派遣の予定の有無について、該当する数字を○で囲むこと。
- 20 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載して添付すること。

様式第十一号(第二面)を次のように改める。



I 年度報告

(1) 派遣労働者数等雇用実績 (実人数) (報告対象期間末日現在)

	計	通算雇用期間が1年以上の派遣労働者	うち同じ職場に1年以上派遣見込みの者	通算雇用期間が1年未満の派遣労働者	うち同じ職場に1年以上派遣見込みの者
		①全労働者	—	—	—
②派遣労働者総計					
③無期雇用派遣労働者					
④有期雇用派遣労働者					
⑤日雇派遣労働者					
⑥登録者 ※		—	—	—	—

※登録制度のある事業主のみ

(2) 労働者派遣事業の売上高

--

※労働者派遣事業を行う事業所ごとの労働者派遣事業の売上高について、決算後の金額を記載

(3) 請負事業の売上高

--

※当該事業所で請負事業を行っている場合の請負事業に係る売上高について、決算後の金額を記載

(4) 海外派遣労働者数 (実人数)

--

(5) 派遣先に関する事項

①派遣先事業所数 (実数)

--

②労働者派遣契約の期間別件数 (延べ件数)

総件数	1日以下のもの	1日を超え7日以下のもの	7日を超え1月以下のもの	1月を超え2月以下のもの	2月を超え3月以下のもの	3月を超え6月以下のもの	6月を超え12月以下のもの	1年を超え3年以下のもの	3年を超えるもの	労働者派遣契約がなかった

(6) 教育訓練 (キャリアアップに資するものを除く) の実績

①労働安全衛生法第59条第1項から第3項までの規定に基づく安全衛生教育

	教育内容及び当該内容に係る労働安全衛生法又は労働安全衛生規則の該当番号	教育の方法の別 1 座学 2 実技	教育の実施主体の別 1 事業主 2 派遣先 3 教育機関 4 その他	受講した派遣労働者数	1人当たりの平均実施時間
	教育の内容				
イ					
ロ					
ハ					
ニ					
ホ					

③主な派遣先事業主 (取引額上位5社)

氏名又は名称	所在地

②その他の教育訓練 (①及び (11) に係るものを除く)

	訓練の内容	訓練の方法の別 1 OJT 2 OFF-JT	訓練の実施主体の別 1 事業主 2 派遣先 3 訓練機関 4 その他	訓練費負担の別 1 無償 (実費負担なし) 2 無償 (実費負担あり) 3 有償	賃金支給の別 1 有給 (無給部分なし) 2 有給 (無給部分あり) 3 無給	1人当たりの平均実施時間
	イ					
ロ						
ハ						

(7) 紹介予定派遣に関する事項

イ 紹介予定派遣に係る労働者派遣契約の申込人数 (人)	ロ 紹介予定労働者派遣を申し渡した労働者数 (人)	ハ 紹介予定派遣において職業紹介を実施した労働者数 (人)	ニ 紹介予定派遣で職業紹介を経て直接雇用につながった労働者数 (人)

(8) 雇用安定措置 (法第30条) の実績

期間	対象派遣労働者数	第1号の措置 (派遣先への直接雇用の依頼) を講じた人数		第2号の措置 (新たな派遣先の提供) を講じた人数		第3号の措置 (派遣元で派遣労働者以外の労働者として無期雇用) を講じた人数		第4号の措置 (その他の措置) を講じた人数		備考
		うち、派遣先で雇用された人数	うち、新たな派遣先で就業した人数	うち、新たな派遣先で就業した人数	うち、新たな派遣先で就業した人数	教育訓練 (雇用を維持したままのものに限る)	紹介予定派遣 (※2)	左記以外のその他の措置		
計										
3年見込み										
2年半から3年未満見込み										
2年から2年半未満見込み										
1年半から2年未満見込み										
1年から1年半未満見込み										
1年未満見込み (※1)										

※1 「1年未満見込み」については、派遣元での通算雇用期間が1年以上の者 (登録中の者を含む) に限る。

※2 (7) 欄の「イ 紹介予定派遣に係る労働者派遣契約の申込人数 (人)」の内数であること。

様式第十一号（第十一面）を次のように改める。



## 様式第11号 (第11面)

- 8 (4) 欄については、報告対象期間内に海外派遣した派遣労働者の実人数を記載すること。
- 9 (5) 欄の①欄については、報告対象期間内に派遣先の事業所の実数を記載すること。報告対象期間内に労働者を派遣しなかった場合は「0」を記載すること。
- 10 (5) 欄の②欄については、報告対象期間内に締結した労働者派遣契約（個別契約）に係る派遣期間について、総件数（延べ件数）及び内訳としての期間別の件数を記載すること。なお、1つの労働者派遣契約において複数の派遣期間がある場合は、それぞれの期間別に計上した件数を記載すること。（5）欄の①欄が「0」であった場合は、「労働者派遣契約がなかった」欄に○印をすること。
- 11 (5) 欄の③欄については、報告対象期間（第1面の8欄）内における主な派遣先の事業主のうち取引額上位5位までの事業主名を記載すること。（5）欄の①欄が「0」の場合及び②欄に「労働者派遣契約がなかった」欄に○印をした場合には、（5）欄の③欄には記載の必要がないこと。
- 12 (6) 欄中、選択肢として番号を提示している部分については、該当する番号を記載すること。
- 13 (6) 欄については、①欄には「労働安全衛生法第59条第1項から第3項までの規定に基づく安全衛生教育」の報告対象期間内における実績を、②欄には一般教養としての訓練等の「その他の教育訓練」（安全衛生教育及び派遣労働者のキャリアアップ措置に関するもの以外の訓練）の報告対象期間内における実績を、それぞれ記載すること。
- 14 (6) 欄の①欄及び②欄については、教育訓練コース単位で記載し、①欄には5コースまでを、②欄には3コースまでを記載すること。それ以上のコースがある場合は、別紙に記載すること。
- 15 (6) 欄の①欄について、実施内容が労働安全衛生法第59条第1項の規定に該当する場合は、その内容に合致する労働安全衛生規則第35条第1項各号のうち該当号数に応じた1～8までの数字を、労働安全衛生法第59条第2項の規定に該当する場合は9を、同条第3項の規定に該当する場合は10を、その訓練の主な内容に応じて最大2つまで記載すること。
- 16 (6) 欄の①欄について、「教育の内容」については、「4S（整理・整頓・清掃・清潔）運動」、「KY（危険予知）活動」、「ヒヤリハット事例の報告」等具体的に記載すること。
- 17 (6) 欄の①欄及び②欄について、「1人当たりの平均実施時間」には、報告対象期間内に、各コースごとに派遣労働者が受講した1人当たりの平均実施時間数を記載すること。
- 18 (6) 欄の②欄について、「OJT」とは業務の遂行の過程内において行う教育訓練を、「OFF-JT」とはそれ以外の教育訓練をいうこと。
- 19 (6) 欄の②欄について、「訓練費負担の別」において、「1 無償（実費負担なし）」とは、テキスト代等を含め訓練の全てを無償で実施することを、「2 無償（実費負担あり）」とは、テキスト代や材料費等の実費負担があるが原則として無償で実施することを、「3 有償」とは、これ以外をいうこと。
- 20 (6) 欄の②欄について、「賃金支給の別」において、「1 有給（無給部分なし）」とは、用意した全ての教育訓練の実施に当たって給与を支払う場合を、「2 有給（無給部分あり）」とは、自主的に実施する教育訓練については無給とする場合があるが原則として教育訓練の実施に当たって給与を支払う場合を、「3 無給」とは、教育訓練の実施時に給与を支払わない場合をいうこと。
- 21 (7) 欄について、イには、報告対象期間内に、新たに、労働者派遣の役務の提供を受けようとする者から紹介予定派遣に係る労働者派遣契約の申込みのあった派遣労働者の実人数を記載し、そのうち報告対象期間内において紹介予定派遣により労働者派遣された派遣労働者数の実人数をロに記載すること。ハには、報告対象期間内において紹介予定派遣により派遣先に職業紹介された派遣労働者の実人数を記載し、そのうち報告対象期間内において派遣先で雇用された派遣労働者の実人数をニに記載すること。
- 22 (8) 欄については、報告対象期間内における雇用安定措置の対象派遣労働者（雇用安定措置を講じなかった者を含む。）及び各雇用安定措置の区分ごとの派遣労働者の延べ人数を記載すること。「3年見込み」、「2年半から3年未満見込み」、「2年から2年半未満見込み」、「1年半から2年未満見込み」及び「1年から1年半未満見込み」の対象派遣労働者については、各期間に該当し、かつ当該労働者派遣の終了後も継続して就業することを希望している者とする。同一の派遣労働者が複数の期間の区分に該当する場合は、該当する区分のそれぞれの欄に計上すること。
- 23 (8) 欄の期間の区分は、派遣先の同じ職場への派遣期間の見込みの期間とすること。「同じ職場への派遣期間の見込み」とは、派遣労働者の派遣就業に係る派遣契約期間を通算したものをいうこと。ただし、派遣契約期間の途中で派遣労働者の雇用契約が満了したり、当該派遣労働者の派遣先が変わったりした場合については、当該派遣労働者が同じ職場へ派遣されていた通算期間とすること。
- 24 (8) 欄の「第1号の措置（派遣先への直接雇用の依頼）を講じた人数」、「第2号の措置（新たな派遣先の提供）を講じた人数」、「第3号の措置（派遣元で派遣労働者以外の労働者として無期雇用）を講じた人数」及び「第4号の措置（その他の措置）を講じた人数」については、同一の派遣労働者に複数の措置を講じた場合においては講じた措置のそれぞれの欄に計上すること。
- 25 (8) 欄の「第4号の措置（その他の措置）を講じた人数」について、「教育訓練（雇用を維持したままのものに限る）」、「紹介予定派遣」及び「左記以外のその他の措置」については、同一の派遣労働者に複数の措置を講じた場合においては講じた措置のそれぞれの欄に計上すること。
- 26 (8) 欄の「第1号の措置（派遣先への直接雇用の依頼）を講じた人数」について、前年度に派遣先への直接雇用の依頼を行ったが前年度中には直接雇用に結びつかず、年度を超えて当年度で直接雇用に結びついた場合は、当年度でも引き続き依頼を行ったものとして、「第1号の措置（派遣先への直接雇用の依頼）を講じた人数」及び「うち、派遣先で雇用された人数」のそれぞれに当該人数を記載すること。
- 27 (8) 欄の「第4号の措置（その他の措置）を講じた人数」の「左記以外のその他の措置」については、民営職業紹介事業の許可・届出を行っている派遣元事業主が実施する職業紹介等の措置をいうこと。

様式第十一号（第十二面）を次のように改める。



第3面から第5面まで

- 28 （9）欄の①欄及び①の（続）欄並びに②欄の「協定対象派遣労働者」には、厚生労働省職業安定局長の定めるところにより、労働者派遣法第30条の5に規定する協定対象派遣労働者の1人1日当たりの賃金を記載すること。
- 29 （9）欄の①欄及び①の（続）欄には、報告対象期間内における、最新の日本標準職業分類（中分類）に基づく職種に基づき、該当する派遣労働者（日雇派遣労働者を除く。）の区分及び従事した業務の種類別に応じた実績を所定の欄に記載すること。「14-3 その他の医療技術者」には「14-1 診療放射線技師」及び「14-2 臨床検査技師」の業務の実績は含めないこと。なお、「66 建設従事者（建設躯体工事従事者を除く）」、「67 電気工事従事者」等については、一部派遣禁止業務も含まれていることに留意すること。また、「12-1 医師」等の医療従事者については、紹介予定派遣や産前産後休業の代替等の場合にのみ派遣することが認められていることに留意すること。
- 30 （9）欄の②欄には、報告対象期間（第1面の8欄）内において、日雇派遣労働者を労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令（昭和61年政令第95号。以下「労働者派遣法施行令」という。）第4条第1項第1号から第19号までに掲げる業務に従事させている場合、従事した業務の種類別に応じた実績を所定の欄に記載すること。なお、「4-19 看護業務」については、労働者派遣法施行令第4条第2項の規定に基づき准看護師等の看護師以外の者が行う業務を含まないこと。
- 31 （9）欄の①欄及び①の（続）欄並びに②欄の「派遣料金」については、1人1日当たりの派遣料金（消費税を含む。）を記載し、報告対象期間内において派遣先から得た派遣料金の総額を派遣労働者が従事した総労働時間数で除した1時間当たりの金額をもとに、8時間（1日）業務に従事したものとして算定すること（小数点以下は四捨五入）。①欄及び①の（続）欄の「全業務平均」には、各業務の単純平均額を記載すること（小数点以下は四捨五入）。なお、②欄の日雇派遣労働者についての「全業務平均」は、労働者派遣法施行令第4条第1項第1号から第19号までに掲げる業務だけでなく、日雇派遣労働者が従事した全ての業務の単純平均額を記載すること（小数点以下は四捨五入）。
- 32 （9）欄の①欄及び①の（続）欄並びに②欄の「賃金」（労働基準法第11条で定める給料、手当、賞与其他名称の如何を問わず、労働の対償として使用者が労働者に支払う全てのものをいう。）については、1人1日当たりの賃金を記載し、報告対象期間（第1面の8欄）内において派遣労働者に支払った賃金の総額を派遣労働者が従事した総労働時間数で除した1時間当たりの金額をもとに8時間（1日）業務に従事したものとして算定すること（小数点以下は四捨五入）。なお、①欄及び①の（続）欄の「全業務平均」には、各業務の単純平均額を記載すること（小数点以下は四捨五入）。また、②欄の日雇派遣労働者についての「全業務平均」は、労働者派遣法施行令第4条第1項第1号から第19号までに掲げる業務だけでなく、日雇派遣労働者が従事した全ての業務の単純平均額を記載すること（小数点以下は四捨五入）。
- 33 （10）欄の「マージン率等の情報提供の状況」については、該当する各欄に○印をすること（複数選択可）。

(粉じん障害防止規則の一部改正)

第十七条 粉じん障害防止規則(昭和五十四年労働省令第十八号)の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>（局所排気装置等の定期自主検査） 第十七条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 前二項の規定は、法第四十五条第二項の規定による自主検査について準用する。この場合において、これらの規定中「事業者」とあるのは「個人事業者」と読み替えるものとする。</p> <p>（定期自主検査の記録） 第十八条（略）</p> <p>2 前項の規定は、法第四十五条第二項の規定による自主検査について準用する。この場合において、前項中「事業者」とあるのは「個人事業者」と、「前条第二項又は第三項」とあるのは「前条第四項において準用する同条第二項又は第三項」と読み替えるものとする。</p> <p>（補修等） 第二十一条（略）</p> <p>2 個人事業者は、第十七条第四項において準用する同条第二項又は第三項の自主検査を行った場合において、異常を認めるときは、直ちに補修その他の措置を講ずるものとする。</p> <p>（特別の教育） 第二十二条（略）</p> <p>2 法第四十二条第三項の作業従事役員等は、労働者と同一の場所において前項の業務に就くときは、同項各号の科目について、同項に規定する教育を受けなければならない。</p> <p>3 労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号。以下「</p>	<p>（局所排気装置等の定期自主検査） 第十七条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（定期自主検査の記録） 第十八条（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（補修等） 第二十一条（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（特別の教育） 第二十二条（略）</p> <p>（新設）</p> <p>2 労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号。以下「</p>

安衛則」という。第三十七条及び第三十八条並びに前二項に定めるもののほか、前二項の特別の教育の実施について必要な事項は、厚生労働大臣が定める。

安衛則」という。第三十七条及び第三十八条並びに前項に定めるもののほか、同項の特別の教育の実施について必要な事項は、厚生労働大臣が定める。

(石綿障害予防規則の一部改正)

第十八条 石綿障害予防規則(平成十七年厚生労働省令第二十一号)の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>(定期自主検査) 第二十二條 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前二項の規定は、法第四十五條第二項の規定による自主検査について準用する。この場合において、これらの規定中「事業者」とあるのは「個人事業者」と読み替えるものとする。</p> <p>(定期自主検査の記録) 第二十三條 事業者は、前条第一項又は第二項の自主検査を行ったときは、次の事項を記録し、これを三年間保存しなければならない。</p> <p>一 六 (略)</p> <p>2 前項の規定は、法第四十五條第二項の規定による自主検査について準用する。この場合において、前項中「事業者」とあるのは「個人事業者」と、「前条第一項又は第二項」とあるのは「前条第三項において準用する同条第一項又は第二項」と読み替えるものとする。</p> <p>(補修等) 第二十六條 事業者は、第二十二條第一項若しくは第二項の自主検査又は第二十四條の点検を行った場合において、異常を認めたときは、直ちに補修その他の措置を講じなければならない。</p> <p>2 個人事業者は、第二十二條第三項において準用する同条第一項又は第二項の自主検査を行った場合において、異常を認めたときは、直ちに補修その他の措置を講ずるものとする。</p> <p>(特別の教育)</p>	<p>(定期自主検査) 第二十二條 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(定期自主検査の記録) 第二十三條 事業者は、前条の自主検査を行ったときは、次の事項を記録し、これを三年間保存しなければならない。</p> <p>一 六 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(補修等) 第二十六條 事業者は、第二十二條の自主検査又は第二十四條の点検を行った場合において、異常を認めたときは、直ちに補修その他の措置を講じなければならない。</p> <p>(新設)</p> <p>(特別の教育)</p>

第二十七条 (略)

2| 法第四十二条第三項の作業従事役員等は、労働者と同一の場所

において前項の業務に就くときは、同項各号の科目について、同項に規定する教育を受けなければならない。

3| 労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号。以下「安衛則」という。）第三十七条及び第三十八条並びに前二項に定めるもののほか、前二項の特別の教育の実施について必要な事項は、厚生労働大臣が定める。

附則

(解体等の作業に関する経過措置)

第二条 この省令の施行の際現に行われている建築物又は工作物の解体等の作業については、第四条、第五条第一項並びに第二十七条第一項及び第二項の規定は、適用しない。

第二十七条 (略)

(新設)

2| 労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号。以下「安衛則」という。）第三十七条及び第三十八条並びに前項に定めるもののほか、同項の特別の教育の実施について必要な事項は、厚生労働大臣が定める。

附則

(解体等の作業に関する経過措置)

第二条 この省令の施行の際現に行われている建築物又は工作物の解体等の作業については、第四条、第五条第一項及び第二十七条第一項の規定は、適用しない。

(東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則の一部改正)

第十九条 東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則(平成二十三年厚生労働省令第百五十二号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(除染等業務に係る特別の教育)</p> <p>第十九条 (略)</p> <p>2  法第四十二条第三項の作業従事役員等(以下「作業従事役員等」という。)は、労働者と同じの場所において前項の業務に就くときは、同項各号の科目について、同項に規定する教育を受けなければならない。</p> <p>3  労働安全衛生規則(昭和四十七年労働省令第三十二号)第三十七條及び第三十八條並びに前二項に定めるもののほか、前二項の特別の教育の実施については必要な事項は、厚生労働大臣が定める。</p> <p>(特定線量下業務に係る特別の教育)</p> <p>第二十五条の八 (略)</p> <p>2  作業従事役員等は、労働者と同じの場所において前項の業務に就くときは、同項各号の科目について、同項に規定する教育を受けなければならない。</p> <p>3  労働安全衛生規則第三十七條及び第三十八條並びに前二項に定めるもののほか、前二項の特別の教育の実施については必要な事項は、厚生労働大臣が定める。</p>	<p>(除染等業務に係る特別の教育)</p> <p>第十九条 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>2  労働安全衛生規則(昭和四十七年労働省令第三十二号)第三十七條及び第三十八條並びに前項に定めるもののほか、同項の特別の教育の実施については必要な事項は、厚生労働大臣が定める。</p> <p>(特定線量下業務に係る特別の教育)</p> <p>第二十五条の八 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>2  労働安全衛生規則第三十七條及び第三十八條並びに前項に定めるもののほか、同項の特別の教育の実施については必要な事項は、厚生労働大臣が定める。</p>

## 附 則

### (施行期日)

第一条 この省令は、令和九年四月一日から施行する。

### (経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）に  
より使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することが  
ができる。